

CLAIR REPORT No. 492

英語を母国語としない生徒への多文化教育と英語教育 - ニューサウスウェールズ州 Intensive English Centre の取組み -

Clair Report No.492 (December 6, 2019)

(一財)自治体国際化協会 シドニー事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御叱責を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麴町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: webmaster@clair.or.jp

はじめに

我が国においては、2019年4月に新たな在留資格が創設され、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を幅広く受け入れていくこととされた。これに伴い、日本語指導が必要な児童生徒数も、さらに増えていくものと思われる。

一方、オーストラリアは、人種、文化、言語、宗教などが多様性に富む多文化主義国家として、英語を母国語としない移民等の児童生徒に対する多文化教育と英語教育が充実しており、本稿においては、その代表事例として、ニューサウスウェールズ州の **Intensive English Centre** の取組みを詳細に紹介している。

また、本稿は、オーストラリアと移民の歴史や、多文化主義政策の歴史、さらには、ニューサウスウェールズ州における児童生徒の言語の多様性など、オーストラリアにおける英語を母国語としない移民等の児童生徒への充実した教育の仕組みの背景にあるものを、丁寧に紹介している。

本稿に示すニューサウスウェールズ州 **Intensive English Centre** の取組みが、今後、日本各地で展開される日本語教育が必要な児童生徒に対する教育環境の整備及び教育の充実に当たって参考になれば、幸いである。また、本稿で紹介しているオーストラリアの多文化主義政策に基づく具体的な取組みが、今後、日本各地の地方公共団体で充実が求められている多文化共生施策の展開に際し参考になれば、幸いである。

(一財) 自治体国際化協会シドニー事務所長
赤岩 弘智

目次

概要	3
第1章 日本における外国人等の児童生徒のための日本語教育	4
第1節 外国人の現状	4
第2節 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の現状と課題	7
第3節 国と地方自治体による日本語教育の取組み	15
第2章 オーストラリアと移民の歴史、多文化主義政策	19
第1節 オーストラリアと移民の歴史	19
第2節 オーストラリアの多様性と多文化主義	22
第3節 多文化主義政策の概要と変遷	26
第4節 共通語としての英語、英語教育の必要性	30
第3章 オーストラリアの教育制度と NSW 州における児童生徒等の言語の多様性 ..	32
第1節 オーストラリアと NSW 州における教育制度	32
第2節 NSW 州における児童生徒等の言語の多様性	35
第4章 英語を母国語としない移民等の児童生徒への NSW 州における多文化教 育と英語教育	42
第1節 移民等の児童生徒への多文化教育と英語教育	42
第2節 英語強化施設 (Intensive English Centre) の役割と特色	46
おわりに	59
参考文献	61

概要

第1章 日本における外国人等の児童生徒のための日本語教育

日本に住む外国人の増加に伴い、日本語を理解できない外国人の児童生徒の数も増加している。日本語指導が必要な児童生徒の実態と、彼らに対する教育の現状と課題を概観し、国と地方自治体による日本語教育の取り組みを紹介する。

第2章 オーストラリアと移民の歴史、多文化主義政策

オーストラリアと移民の歴史、多様性に富む社会の実態、多文化主義政策の状況、英語教育の必要性について詳述する。

第3章 オーストラリアの教育制度と NSW 州における児童生徒等の言語の多様性

オーストラリアにおける教育制度、ニューサウスウェールズ州（以下「NSW 州」という。）における児童生徒等の言語の多様性について詳述する。

第4章 英語を母国語としない移民等の児童生徒への NSW 州における多文化教育と英語教育

NSW 州の公立学校で行われている、移民等の児童生徒に対する多文化教育及び英語を母国語としない児童生徒に対して英語教育が行われる専門施設である **Intensive English Centre**（以下「IEC」という。）の取り組みと教育方法について詳述する。

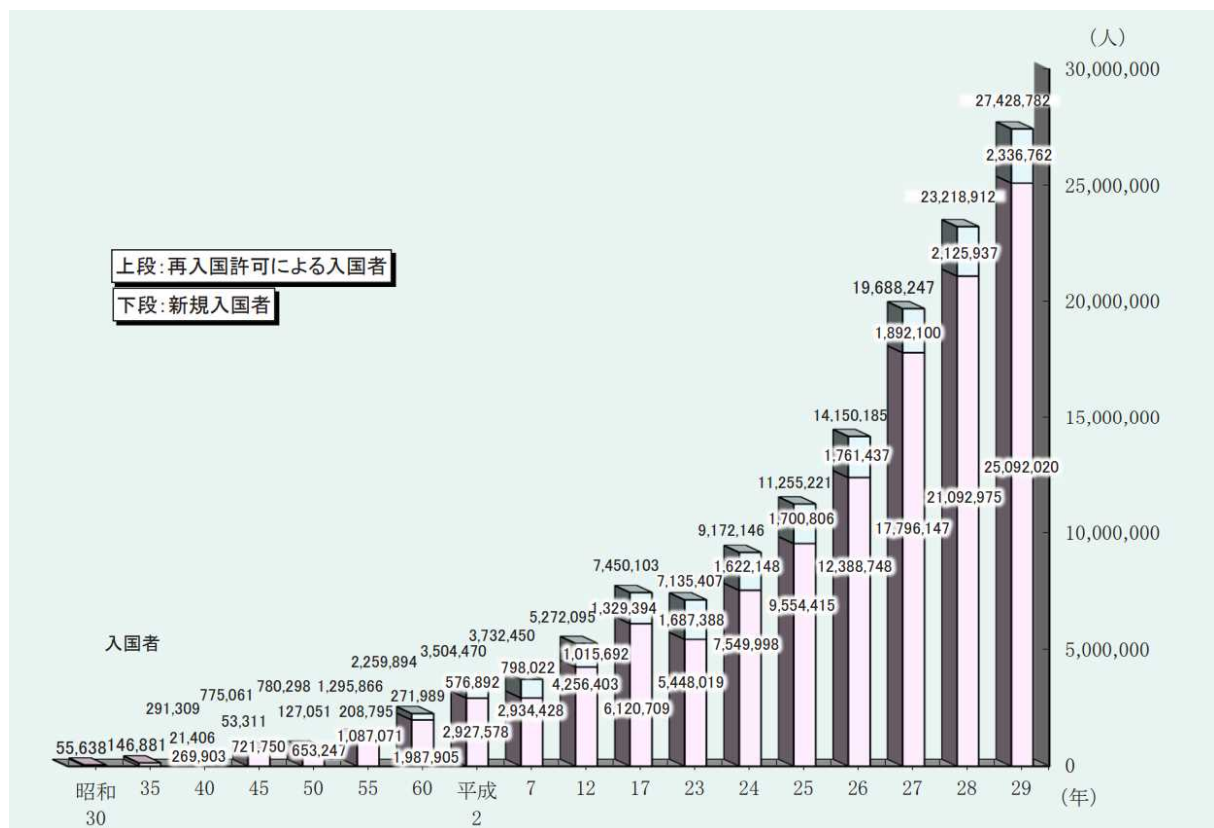
日本では外国人が増加し、日本語指導が必要な外国人の児童生徒に対する教育の在り方が課題となっており、今後、日本語教育の必要性はより高まるに違いない。多文化に富んだオーストラリアでは、公用語である英語以外の言語を母語とする児童生徒の割合がとても高く、多言語対応は難しい。そこで英語の習得が重要となっている。NSW 州の IEC における、多文化教育と英語教育の在り方は、日本が抱える課題を考える際に、示唆に富む点が多いと思われることから、本稿が地方自治体での政策立案の一助となれば幸いである。本稿は、NSW 州教育省と **Chatswood IEC** への取材、豪州多文化主義政策交流プログラム等で得た知見に基づき執筆しており、2019年3月現在の情報に基づくものである。

第1章 日本における外国人等の児童生徒のための日本語教育

第1節 外国人の現状

法務省の平成30年版「出入国管理」日本語版「第1部 出入国管理をめぐる近年の状況」¹によると、日本への外国人入国者数は、ほぼ一貫して増加の途をたどり、昭和53年には100万人、59年には200万人、平成2年には300万人、8年には400万人、12年には500万人、25年には1,000万人、28年には2,000万人をそれぞれ突破した。平成29年は、28年の2,321万8,912人と比べ420万9,870人（18.1%）増の2,742万8,782人と大幅に増加し、過去最高を記録している（図1）。

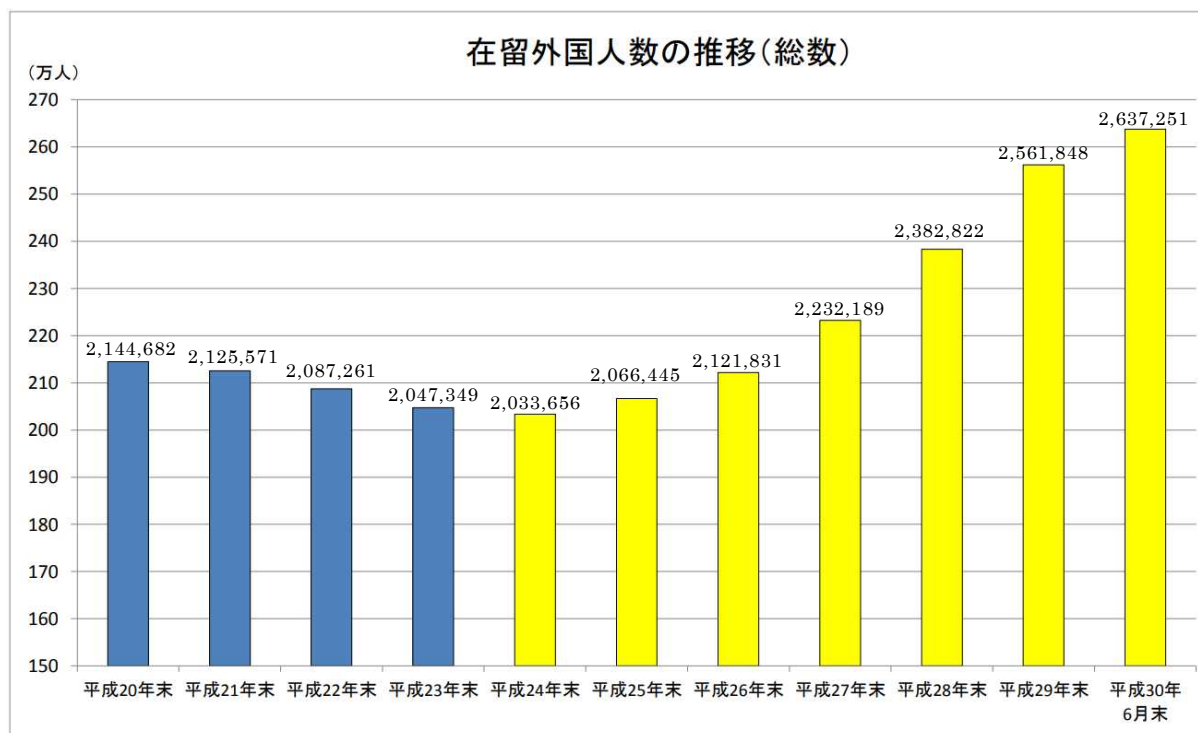
図1 外国人入国者数の推移¹



在留外国人数をみると、平成29年末現在の中長期在留者数は223万2,026人、特別永住者数は32万9,822人で、これらを合わせた在留外国人数は256万1,848人であり、28年末現在と比べ17万9,026人（7.5%）増加している（図2）。

¹ 法務省 平成30年版「出入国管理」日本語版、<<http://www.moj.go.jp/content/001276977.pdf>>（閲覧日：2019年3月25日）

図2 在留外国人数の推移（平成30年6月末現在における速報値）²



また、平成29年末現在における在留外国人数の我が国の総人口1億2,671万人（平成29年10月1日現在人口推計）に占める割合は、2.02%となっており、28年末の1.88%と比べ0.14ポイント高くなっている。

厚生労働省の「「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」³によると、平成29年10月末時点の外国人労働者数も127万8,670人と過去最高を記録している。

実に、住民の約50人に1人が外国籍であり、日本人が実際に日常生活を送るなかで、特に大都市では、飲食店で外国人店員から接客を受けたり、コンビニエンスストアでは店員の大部分が外国人である店が増えたりと、外国人の増加が実感される状況にあると考えられる。

少子高齢化により日本人の労働力人口の減少が止まらず、今や外国人労働者なしでは経済が成り立たないと言っても過言ではないと考えられる。このように、外国籍住民は、日本人住民と同じように社会を支える重要な役割を担いつつあり、少子高齢化が加速度的に進む中、この先の日本、特に、地域社会の発展を考えた場合、外国籍住民の担う役割はさらに大きくなっていくものと推測される。そのため、日本人と外国籍住民の両者が相互に信頼関係を築くことが喫緊かつ重要な社会的課題となっていると言えよう。

² 法務省 平成30年6月末現在における在留外国人数について（速報値）をもとに作成、
<http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf>（閲覧日：2019年3月25日）

³ 厚生労働省 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成29年10月末現在）、
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html>（閲覧日：2019年3月25日）

平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行された。従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を幅広く受け入れていくこととなった。これにより、外国人はこれからさらに増加し、それに伴い外国人の子どもも増え、日本社会が大きく変化していくと考えられる。我々は今、歴史の大きな転換点に立っているとと言っても過言ではない。

第2節 日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の現状と課題

1 概要

日本に住む外国人の増加に伴い、子連れで来日する外国人も増え、日本語を話せない外国人の児童生徒の数も増加している。また、日本国籍でも、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外である児童生徒や、帰国子女などで日本語を十分に話せない児童生徒も一定数存在しており、これらの児童生徒に対する日本語指導が課題となっている。日本語能力が不十分な外国人等の児童生徒が、日本の学校になじむことは容易でなく、学習にも支障をきたすことがあるなど、彼らは日本の学校への適応問題に直面している。本節では、まず外国人等の児童生徒を取り巻く教育の現状を示し、その実態と課題を明らかにする。

文部科学省が毎年実施している「学校基本調査⁴」によると、公立の小・中・高校等に在籍している外国人の児童生徒数は、2016年（平成28年）5月1日現在80,119人で、2014年度（平成26年度）の73,289人より6,830人（9.3%）増加した。

このうち日本語指導が必要な児童生徒は、文部科学省が2年ごとに調査を実施している「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）⁵」によると、2016年（平成28年）5月1日現在34,335人（外国人児童生徒数の42.8%）となっており、同日現在で日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒9,612人と合わせると、日本語指導が必要な児童生徒数は、全体で43,947人となっている。

この調査において「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話十分にできない児童生徒」や「日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒とは、海外から日本に帰国した児童生徒のほか、日本国籍を含む多重国籍の児童生徒や、保護者の国際結婚により家庭内言語が日本語以外である児童生徒が含まれている。

2 日本語指導が必要な児童生徒

「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」によると、図3のとおり、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は2016年度には34,335人となっており、前回調査の2014年度の29,198人より5,137人（17.6%）増加し、また過去10年間で約1.5倍に増加した。日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒は2016年度には9,612人となっており、前回調査の2014年

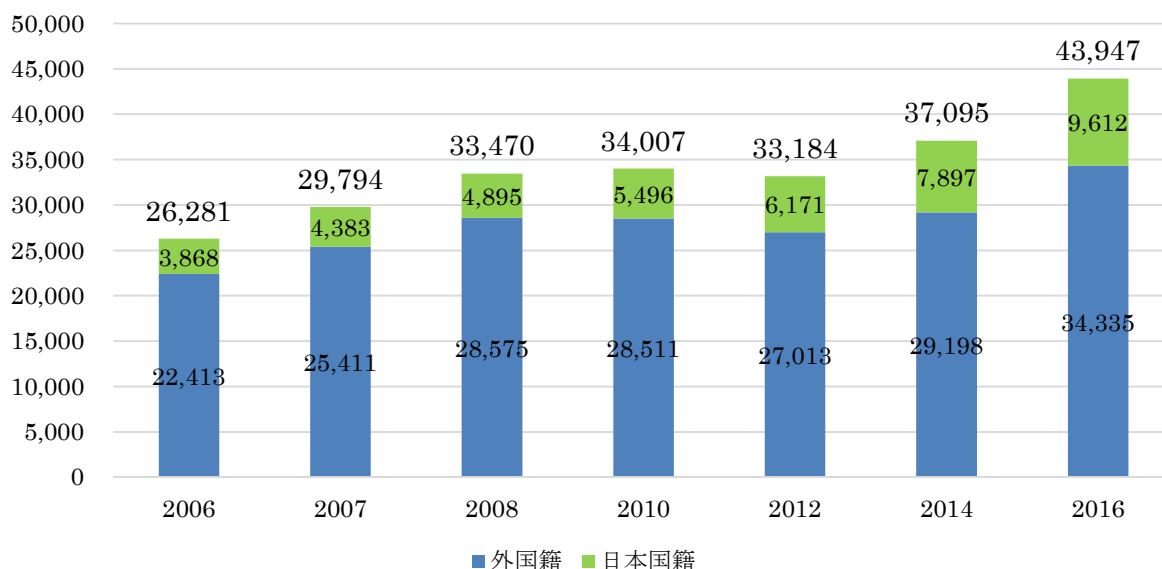
⁴ 文部科学省 学校基本調査、<http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

⁵ 文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」の結果について、<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

度の 7,897 人より 1,715 人（21.7%）増加し、また過去 10 年間で約 2.5 倍に増加した。いずれも過去最多を記録し、2016 年度時点で日本語指導が必要な児童生徒は全体で 43,947 人となっており、10 年間で約 1.7 倍に増加している。

図 3 公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移⁶

（単位：人）



これらの調査結果は、日本語指導が必要な公立学校の児童生徒は、外国籍の児童生徒に限らず、日本国籍の児童生徒も約 1 万人存在するという実態を示している。さらに私立学校等に在籍する児童生徒や、公立学校に適応できないことなどの理由により、不就学となっている児童生徒も一定数存在することから、日本語指導が必要な児童生徒の実数はもっと多いものと推測される。

3 日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒

国は、小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにするため、「特別の教育課程」の編成及び実施を促している。これは、児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施により、学校教育における日本語指導の質の向上を図り、地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上、組織的・継続的な支援の実現を期待するものである。

⁶ 文部科学省 外国人児童生徒等教育の現状と課題、
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h30_hokoku/pdf/r1408310_04.pdf（閲覧日：2019年3月25日）

前述の調査⁷によると、2016 年度時点で日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導等特別な指導を受けている児童生徒の数は全体で 33,547 人であった。日本語指導が必要な外国籍の児童生徒 34,335 人のうち日本語指導等特別な指導を受けているのは 26,410 人（76.9%）で前回調査より 6.0 ポイント減少し、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒 9,612 人のうち、日本語指導等特別な指導を受けているのは 7,137 人（74.3%）で前回調査より 4.0 ポイント減少した。これは、10,400 人の児童生徒が、日本語指導を必要としているにもかかわらず特別な指導を受けていない実態を表している。

日本語指導等特別な指導を受けられていない理由については、「日本語指導を行う指導者（担当教員や日本語指導支援員等）がいないため（不足も含む）」と回答した学校が 2,491 校と最も多い一方で、次いで多いのが、「在籍学級での指導で対応できると判断するため」と回答した学校が 1,907 校という結果だった。

図 3 が示すように、日本語指導が必要な児童生徒が増加してきており、新たな在留資格の創設に伴う外国人材の受入れ拡大により、ますます増加することが想定されるが、日本語指導が必要な児童生徒が増えているにもかかわらず、指導体制の整備が追いついていない状況と、現体制で対応しようとしている現場の状況が浮き彫りになっている。

4 日本語指導が必要な児童生徒の多様化

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語については、図 4 のとおりポルトガル語を母語とする者の割合が全体の約 4 分の 1 を占め最も多く、中国語、フィリピン語、スペイン語の 4 言語で全体の 77.9% を占めている。

次に、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の使用頻度の高い言語については、図 5 のとおりフィリピン語が全体の約 3 割で、最も多い。

⁷ 文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」の結果について、<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm>（閲覧日：2019 年 3 月 25 日）

図4 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語⁸

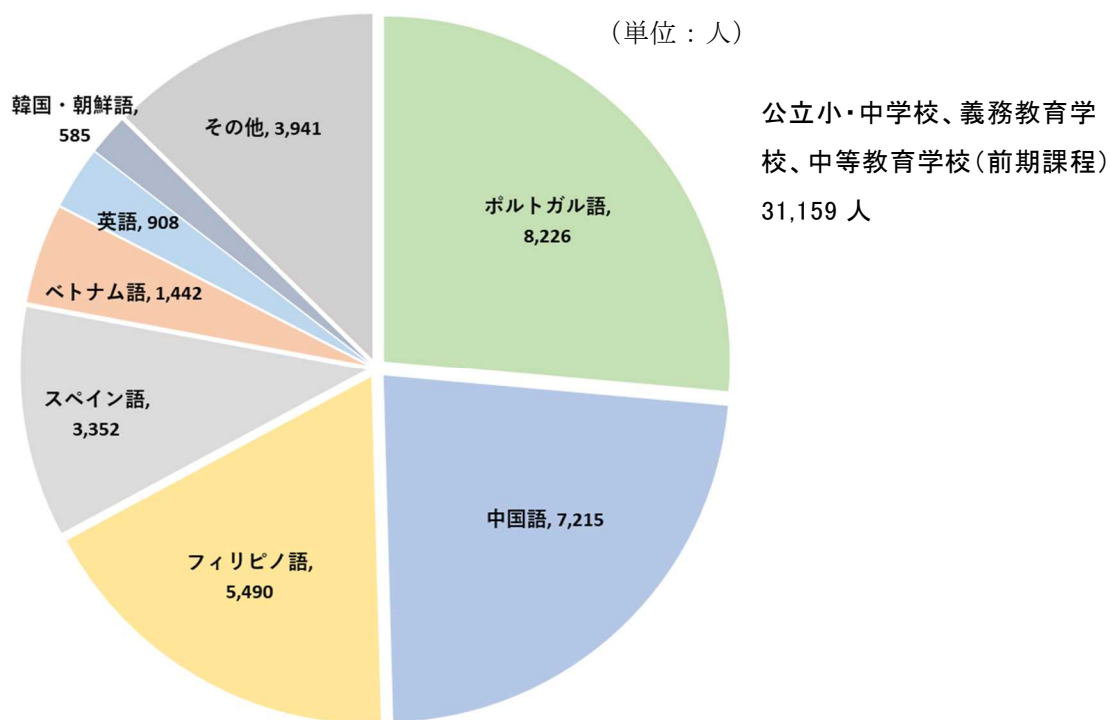
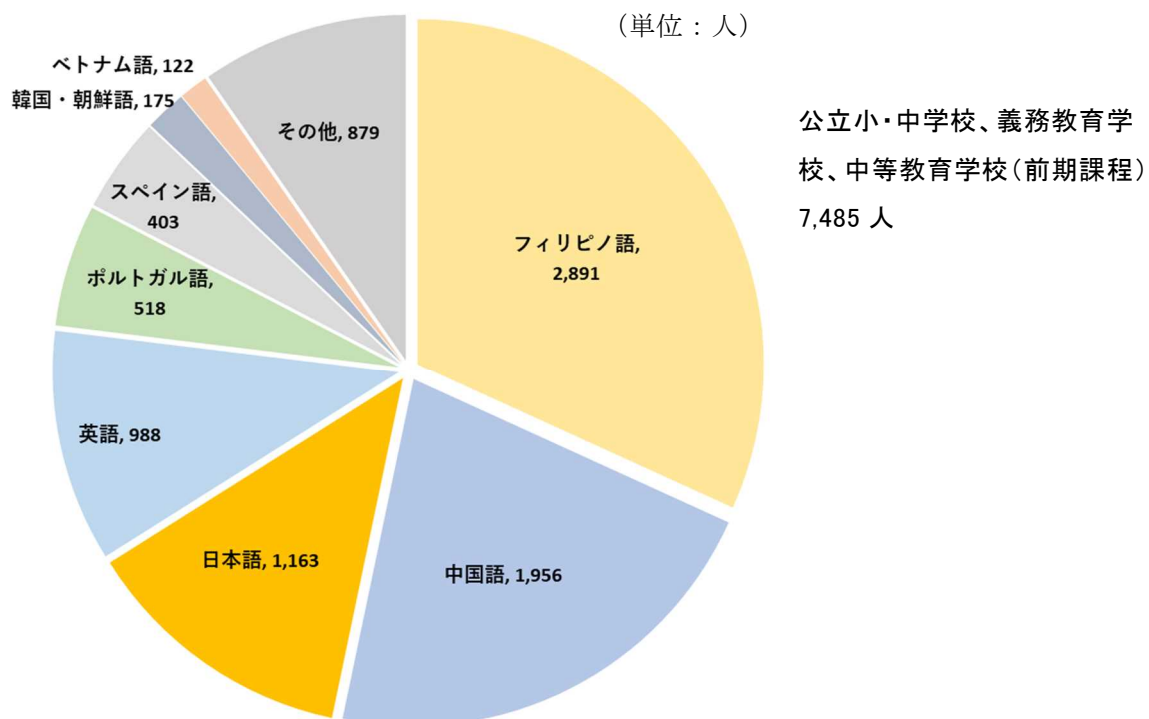


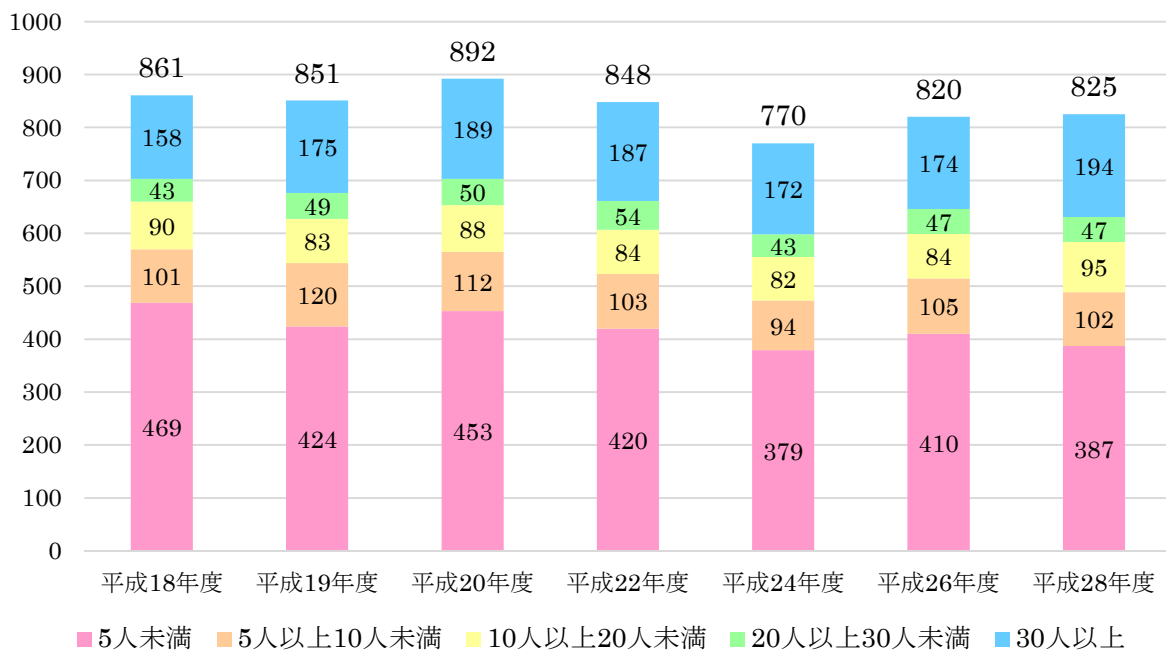
図5 日本国籍の児童生徒の使用頻度の高い言語⁸



⁸ 文部科学省 外国人児童生徒等教育の現状と課題、
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h30_hokoku/pdf/r1408310_04.pdf> (閲覧日：2019年3月25日)

この調査⁹は、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校が存在する市町村数についても明らかにしている。日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する学校が存在する市町村数は図6のとおり、2016年度は825で、2014年度の前回調査より5増加した。そのうち「5人未満」の市町村が全体の5割弱を占めた。また、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が在籍する学校がある市町村数は654で、2014年度の前回調査より82増加した。そのうち「5人未満」の市町村が全体の5割強を占めた。こうした調査結果から、日本語指導が必要な児童生徒を抱える学校は増加しているが、学校1校当たりの当該児童生徒数は5人未満が大半で、特別な指導を行う教員等の確保や指導体制を整えることは、地方自治体の財政状況や質の高い教員の不足、児童生徒数ひとり当たりの費用対効果等を考慮すると難しい状況にあるものと読み取られる。

図6 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数別市町村数⁹



5 外国人等の児童生徒の不就学とその要因

国民（日本国籍を持つ子ども）は、日本国憲法 26 条により「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」を有し、その保護者には「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」が課されている。しかし、外国籍の子どもが教育を受ける権利は、日本国憲法上では保障されていないというのが通説である。

⁹ 文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」の結果について、<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

1966年に国際連合総会によって採択され、1976年に発効し、日本も1979年に締結した国際人権規約「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）」¹⁰は、社会権を中心とする人権の国際的な保障に関する多国間条約であり、「教育を受ける権利」が含まれる。本規約の締結を受け、国は、外国人の子どもも公立義務教育学校へ受け入れることとし、外国人がその保護する子を公立の義務教育学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れており、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障している。

しかしながら、様々な要因により日本にも不就学の外国人等の児童生徒が存在するという問題がある¹¹。

ただ、日本における外国籍の児童生徒の不就学の実態は、よく分かっていない。総務省は、2003年に全国における外国籍児童生徒の不就学者数（2001年時点）の把握を試みている。まず、在留外国人統計から学齢期にある児童生徒数を推計し（約106,000人）、そこから文部科学省の学校基本調査における小中学校在籍児童生徒数（68,088人）と、各種学校として認可された外国人学校在籍者（25,814人）を差し引き、これらの学校に在籍していない学齢相当の外国人の数が不就学の児童生徒であるとみなし、12,098人と推計している¹²。

これはあくまで推計値だが、全国で万単位もの不就学者が存在しており、外国籍住民が増加した現在、その数はさらに増加していると推測される。

文部科学省は、2005年度から2006年度にかけて、外国人の子どもへの不就学実態調査を行った。日本全国ではなく、南米出身の日系人等が集住する東海地方と近畿地方などの1県11市の地方自治体で外国人登録のある者のうち、義務教育就学年齢にある子9,889人の保護者などを対象としたものである。その結果、不就学者数は112人と9,889人中の1.1%だったが、就学状況を把握できなかった者（転居や出国など何らかの事情により連絡が取れない）が1,732人（17.5%）もいた。就学状況が把握できない児童生徒は、愛知県豊田市では義務教育就学年齢にある子の30.4%、静岡県掛川市では39.2%にもものぼった。

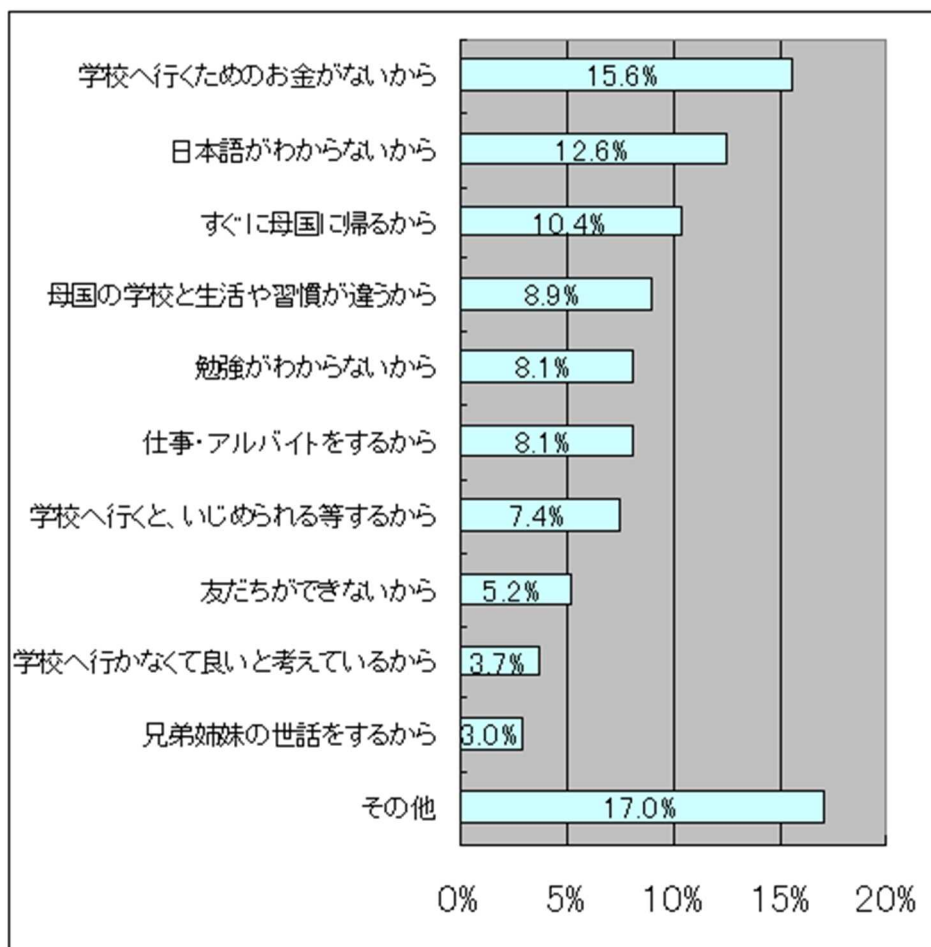
文部科学省による戸別訪問とアンケート調査の結果、外国人の子どもへの不就学の理由は図7のとおりである。

¹⁰ 国際連合広報センター 「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約（International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights）」、
<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/economic_social/>（閲覧日：2019年3月25日）

¹¹ 文部科学省 外国人の子どもに対する就学支援について、
<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/004.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

¹² 殿村琴子、第一生命 外国人子女の「不就学」問題について、<<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/watching/wt0807b.pdf#page=2>>（閲覧日：2019年3月25日）

図7 外国人の子どもの不就学の理由¹³



(回答数 135)

不就学の理由として、「学校へいくためのお金がないから」(15.6%)が一番多く、次いで「日本語がわからないから」(12.6%)、「すぐに母国に帰るから」(10.4%)、「母国の学校と生活や習慣が違うから」(8.9%)、「勉強がわからないから(8.1%)」、「仕事・アルバイトをするから(8.1%)」と続く。1番目と3番目、6番目の理由は家庭要因だが、2番目、4番目、5番目の理由は学校での教育の在り方にかかわるものである。ここに教育現場における日本語教育と異文化の理解の必要性が見て取れる。日本語が理解できないと、当然のように学校での授業が分からず、学習意欲が低下してしまう。授業外でも日本人の同級生との会話が成り立たず、友達もできにくくなることから、学校に行くのが億劫になってしまうという問題が生じ得る。また、「母国の学校と生活や習慣が違うから」という理由は、日本の学校での生活や習慣と、それらの母国との違いを教わり、日本の学校での生活習慣を身に付ける機会が乏しいことを示していると考えられる。

¹³ 文部科学省 外国人の子どもの不就学実態調査の結果について、
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm (閲覧日：2019年3月25日)

外国人の子どもが公立の義務教育諸学校に無償で就学でき、教科書も無償で配布されることは、実に素晴らしい制度である。しかし、日本人が学ぶ授業内容を日本人と同様に日本語で学び、日本人と同じように学校生活を過ごさなければならないという現状は、外国人の子どもにとって厳しいものであると言わざるを得ない。このままでは、学校で学ぶ意欲のある外国人の児童生徒が、上記の要因により学校へ行っても授業と同級生になじめず、居場所がなくなるという問題が生じてしまう。

第3節 国と地方自治体による日本語教育の取組み

1 総論

来日したばかりの外国人等の児童生徒にとって、日本語の壁が高いことは想像に難くない。柔軟な頭脳を持つ若い児童生徒は、日本人の同級生などとの会話を通じて、生活上で必要となる日本語を一定程度身に付けていくが、授業を理解するために必要な言語能力を備えることは容易でなく、これを身に付けるためには、相応の努力に加え、恵まれた教育環境が必要である。

文部科学省は、外国人等の児童生徒に対する総合的な学習支援策として、様々な施策を打ち出し補助事業を行っていることから、その取組みを紹介する。

文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成28年度）」によると、日本語指導が必要な外国人と日本国籍の児童生徒の数は、都道府県別に見ると、愛知県、神奈川県、東京都などが突出して多い。これらの地方自治体の中には、先進的な取組みを行っている地方自治体がいくつかある。ここでは、文部科学省の取組みに加え、神奈川県横浜市と愛知県豊橋市の取組みを紹介する。

2 文部科学省の取組み¹⁴

外国人等の児童生徒は、一人ひとりが出身国や言語が異なり、様々な文化的背景を持っており、来日したばかりで日本語能力が十分でない者が、日本人と同様に日本語で教育を受けることは無理がある。そこで、国では、小・中学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようにするための指導として、前述のように「特別の教育課程」の編成及びその実施を促している。これにより、日本語が話せない児童生徒向けの日本語教育や、日本の学校に適応するための教育などが様々な形で行われている。ただ、文部科学省は、外国人等の児童生徒の教育の具体的なあり方については各地方自治体に任せており、地方自治体で個別に取り組んでいるため、その形態は多様である。

文部科学省は、外国人等の児童生徒に対する総合的な学習支援策として、児童生徒に対し、こうした児童生徒の教育環境の充実、教師の研修や養成など様々な補助事業を行っている。代表的なものは以下のとおりである。

- 公立学校における帰国子女・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業
- 定住外国人の子供の就学促進事業
- 外国人児童生徒等の教育を担う教員の養成・研修モデルプログラム開発事業
- 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業

¹⁴ 文部科学省 平成30年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 外国人児童生徒等教育の現状と課題、
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h30_hokoku/pdf/r1408310_04.pdf>（閲覧日：2019年3月25日）

- 日本語指導と教科指導との統合
- 外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置
- 日本語指導者等に対する研修の実施
- 外国人児童生徒教育研修マニュアルの作成・配布
- 就学ガイドブックの作成・配布

3 横浜市の取組み¹⁵

横浜市は日本語教育の環境整備に積極的に取り組んでいる。同市には平成31年2月末現在約9万8千人の外国人が居住し、平成29年5月現在、義務教育学校には9,129人の「外国籍及び外国につながる児童生徒」¹⁶が在籍している。その内、日本語指導が必要な児童生徒数は2,000人を超える。

同市は基本構想で、「横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界との窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。」と掲げている。

「横浜市中期4か年計画2014～2017」では、「未来を担う子どもたちを育成するきめ細かな教育の推進」を基本施策の一つとして位置づけ、「特別なニーズに対応した教育の推進」を主な取組みの一つに挙げ、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育を充実させるよう取り組んだ。また、横浜市教育委員会は、未来を担う横浜の子どもを育むための重点取組として「日本語指導が必要な児童生徒への支援」を挙げ、「ニーズにあった支援の充実」、「関係機関との連携による支援の充実」に取り組んでいる。

これらの具体的な取組みとして、「横浜市日本語教室」や「母語を用いた初期適応・学習支援」などの充実を図るとともに、日本語指導が必要な児童生徒の指導にあたる国際教室担当教員などの専門性を高める研修の実施などを進めている。

特筆すべきは、他の地方自治体と比較して、手厚い独自の支援策が講じられていることである。例えば、外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置については、市独自の配置基準を設け加配することで、市内のどの義務教育学校でも日本語指導を必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう支援が行われている。実際の教育現場では、外国籍の児童生徒の増加が、日本人の児

¹⁵ 横浜市教育委員会 ようこそ横浜の学校へ I 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引 平成30年3月改訂版、<<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/kyoikukatei/nihongoshido-tebiki/pdf-1tebiki/1nihongoshido.pdf>>（閲覧日：2019年3月25日）

¹⁶ ようこそ横浜の学校へ I 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引では、「国籍は日本でありながら、以前は外国籍だった児童生徒、両親の両方又はどちらか一方が外国籍である児童生徒など、様々な形で外国につながる児童生徒」を「外国につながる児童生徒」と称している。

児童の教育に大きなプラスになると思われる。日々の学校生活の中で、外国人とコミュニケーションをとり、多文化を理解できるなど、国際的な感覚を涵養できることは、日本人の児童生徒にとって大きな経験と財産になると考えられる。

横浜市教育委員会が、学校、児童生徒、保護者を対象に行っている主な支援策は以下のとおりである。

- 国際教室担当教員の配置及び外国語補助指導員の配置
- 横浜市日本語教室
 - ・市内5か所に設置された集中教室で日本語指導（主に中学生対象）
 - ・児童が在籍している小学校に日本語講師を派遣し、学校内で指導
- 母語による初期適応・学習支援
 - ・対象となる児童生徒の母語を話せるボランティアを活用し、初期適応・学習を支援
- 学校通訳ボランティア派遣
 - ・転入学の説明、個人面談、入学説明会、家庭訪問などにおける通訳の派遣
- 多言語翻訳配布
 - ・「ようこそ横浜の学校へ II 学校通知文・用語対訳集」の作成
（横浜市立学校が保護者向けに配布する一般的な通知等の対訳集の作成）
- 外国語指導主事助手の配置
 - ・対応言語：英語、スペイン語、中国語、ポルトガル語
- 日本語支援拠点施設「ひまわり」
 - ・プレクラス：来日間もない日本語指導が必要な児童生徒を対象に、4週間、週3日の集中的な日本語指導及び学校生活指導
 - ・学校ガイダンス：新たに転入・編入・入学した児童生徒及び保護者を対象に、英語、中国語、タガログ語、やさしい日本語で、日本の学校生活などについてのガイダンスと児童生徒の学習状況の確認を行う。
 - ・就学前「さくら教室」：外国籍等の新小学1年生を対象に小学校への入学準備として、学校生活の体験や学習への準備について指導し、入学後の円滑な適応を図るとともに、当該新1年生の保護者を対象に、日本の学校生活や家庭学習の必要性などについて説明する。

4 愛知県豊橋市の取組み¹⁷

愛知県は日本語の指導を必要としている公立学校に在籍する児童生徒数が最も多い県である。愛知県豊橋市は自動車関連産業など労働力の需要が高く、ブラジルなど南米系の外国人労働者が多い都市として知られている。2018年の総人口

¹⁷ 豊橋市教育委員会 外国人児童生徒教育資料、<<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>>（閲覧日：2019年3月25日）

376,478人のうち、外国人は16,092人で、4.27%の割合を占めている¹⁸。同市は「平和・交流・共生の都市宣言」（平成18年）を行い、市民自治の精神に立ち、人や地域、世界の国々とのつながりを大切に、全ての人とともに生きる、気概と誇りをもったまちづくりの推進を掲げ、多文化共生に取り組んでいる¹⁹。

外国人の児童生徒の学習環境の充実にも力を入れており、以下の事業を実施している。

① 外国人児童生徒教育相談員等の充実

- 「外国人児童生徒教育相談員」、「外国人児童生徒教育スクールアシスタント」及び「登録バイリンガル」を配置し、外国人児童生徒を支援
- 市内に外国人児童生徒相談コーナーを設置し、以下の外国人児童生徒教育相談員を配置
 - ・外国人児童生徒コーディネーター1名（ポルトガル語対応）
 - ・日本語教育巡回相談員7名（日本人）
 - ・バイリンガル常駐相談員7名（ポルトガル語、タガログ語）
 - ・バイリンガル巡回相談員4名（ポルトガル語、タガログ語、スペイン語）
- 巡回相談員は、相談コーナーを拠点に市立小中学校を巡回し、通訳対応や教諭からの相談にも対応
- 外国人児童生徒の多い市立小中学校に、外国人児童生徒教育スクールアシスタントを5名配置
- 登録バイリンガル35名が通訳ボランティアとして活動（外国人児童生徒教育相談員の活動を補完）

② 日本語初期支援校「みらい」の実施（平成30年度新規事業）

- 来日して間もない外国籍の中学生や外国人学校から市内に編入した生徒たちの日本語指導を集中的に行う初期支援校「みらい」を市立豊岡中学校に設置
- 外国籍生徒が、居住区にある学校に学籍を置きながら、市立豊岡中学校において、週4日間延べ160時間にわたり、日本語の読み書き、会話などを中心に指導を受ける機会を提供
- 豊岡中学校の教諭2名に加え、ポルトガル語、タガログ語の相談員、教室運営を行うコーディネーターが指導

¹⁸ 総務省 豊橋市における多文化共生の取組について、
<http://www.soumu.go.jp/main_content/000590345.pdf>（閲覧日：2019年3月25日）

¹⁹ 豊橋市 平和・交流・共生の都市宣言、<<http://www.city.toyohashi.lg.jp/7416.htm>>（閲覧日：2019年3月25日）

第2章 オーストラリアと移民の歴史、多文化主義政策

第1節 オーストラリアと移民の歴史²⁰

1 オーストラリアの歴史概要

オーストラリア大陸で人類が印した歴史は、6万年以上前にまでさかのぼると言われている。東南アジアからこの大陸へ移動してきた先住民アボリジニは、独自の文化を持ち、大陸全土で狩猟生活を営んできた。その後、17世紀頃からヨーロッパ人が到来し、18世紀にイギリスの植民地となり、ヨーロッパ人の移住が始まった。やがてオーストラリア連邦国家が誕生した。二つの世界大戦を経て、アメリカとの関係が強化され、近年はアジアとの関係が緊密になっている。植民地時代以来、数多くの移民を受け入れ、白豪主義から多文化主義へと政策変更し、人種と文化、言語、宗教など、多様性に富んだ多文化共生社会を形成し、移民の活力を原動力として発展を続けている。

2 先住民アボリジニ

オーストラリアの先住民である **Aboriginal Australians** (アボリジニ) は、洪積世末の第4氷河期の中頃に東南アジアから島伝いに移住してきたと言われている。アボリジニは、農耕や牧畜を行わず、狩猟と採取を営み、ヨーロッパ人が入植した頃には約100万人が住んでいたと推定されている。

3 ヨーロッパ人の到来

大航海時代の16世紀から17世紀にかけて、ポルトガル、スペインなどヨーロッパ人探検家がオーストラリアまで航海した。1770年にイギリスの海軍士官であったジェームス・クックが東海岸に上陸し、イギリスが領有すると宣言した。

4 イギリス人による流刑植民地の建設

1788年1月26日には、NSW州の初代総督になるイギリス海軍の軍人アーサー・フィリップに率いられた最初の植民船団が、シドニーに到着した。流刑植民地を建設し入植が始まった。1868年に囚人護送が終了するまでに、16万人もの囚人たちがオーストラリアに渡った。

5 植民地時代のゴールドラッシュと移民の増加

1820年代までに、多くの兵士と役人、刑期を終えた囚人たちは、政府から与えられた土地を肥沃な農場へと開拓していった。これを聞きつけ、英国からさらに多くの自由移民が続いた。羊毛産業が成功したことから、入植者は家畜のための牧草地と水を求め、大陸内部に進出し、先住民の土地を奪っていった。1850年代のゴールドラッシュは植民にさらに拍車をかけた。イギリスだけでなく中国をはじめ世界各地から一攫千金を夢見る移民が押しかけ、人口が急増した。

²⁰ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

藤川隆男 「オーストラリアの歴史 多文化社会の歴史の可能性を探る」 有斐閣アルマ、2004年
自治体国際化協会 「オーストラリアの定住支援サービスと多言語教育」 『CLAIR REPORT』368号、2011年

6 白豪主義

ゴールドラッシュにより世界中から多数の移民が流入した。中でも多かったのは中国人労働者で、低賃金でよく働いたことから、白人労働者から、職が奪われ、社会を悪化させる存在と見なされた。これにより、非白人系の中国人やインド人など有色人種をオーストラリアから排斥しようとする動きが強まった。1901年に移民制限法が制定されると、移民に対してヨーロッパ言語での入国審査が行われ、非ヨーロッパ系移民が排斥された。この政策は白豪主義と呼ばれ、1970年代まで基本政策とされた。

7 オーストラリア連邦国家の誕生

植民地が発展し成熟するにつれ、イギリス政府は各植民地に自治権を与えていった。その後、貿易や国防の面などでの必要性から植民地間の統一気運が高まっていった。経済不況による社会不安は、各州の連携を促進し、メルボルンとシドニーで連邦憲法制定に向けた会議が開催され、連邦国家建国が決定され、6州により憲法草案が作成された。イギリス議会はオーストラリア憲法令を可決し、1901年1月1日にオーストラリア連邦が成立した。

8 二つの世界大戦への参戦

1914年に第一次世界大戦が勃発し、イギリスと深い関係を持つオーストラリアもニュージーランドと共にアンザック軍団を結成して参戦し、犠牲を払った。戦後、オーストラリアは国際連盟へ加入し、国際社会での地位を高めていった。

戦後の混乱した社会情勢が安定し、1920年代には自動車など新たな技術発展と文化がもたらされ、イギリス連邦への帰属意識が高まりを見せた。1929年の世界恐慌では社会の分裂が拡大し、多くの金融機関が倒産し社会が混乱した。

第二次世界大戦が始まると、オーストラリアは再びイギリスのため連合国の一員として、枢軸国とヨーロッパ、アジア、オセアニアで戦い、連合国の勝利に貢献した。この大戦中、イギリスを頼れず、アメリカの援助を受けて乗り切った。

9 戦後の好景気と移民の急増

大戦中の労働力不足により、多くの職業の門戸が女性に開かれ、女性雇用者数が飛躍的に増加した。大戦後は、オーストラリアの主要輸出品である鉱物資源、羊毛、食肉、小麦などの国際的な需要が高まり好況に沸き、製造業など第二次産業も好調で、オーストラリアへ仕事を求め、欧州、中東地域から毎年十数万もの人々が移民として移住した。1950年代には、主要な国家的インフラ整備プロジェクトにより経済が順調に成長し、経済の成長と合わせるように社会保障の拡充も行われた。

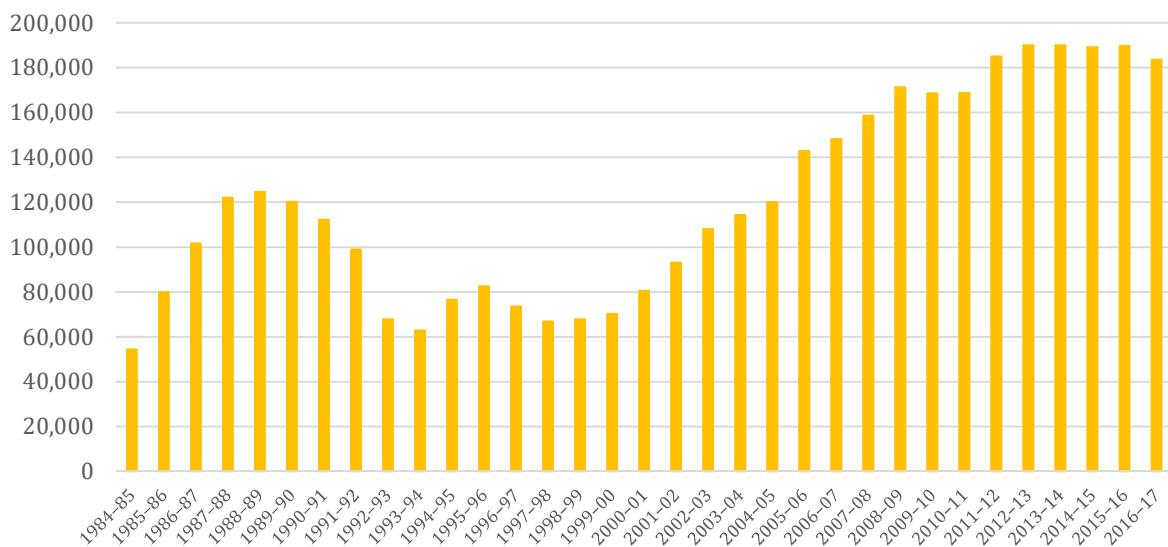
10 寛容な社会への変化と多文化主義政策への転換

1960年代には、労働力不足にともなう欧州と中東地域からの移民受入れにより、民族的に多様性のある社会へと変化していった。イギリスの影響が弱まり、アメリカやアジアとの関係が緊密化した。オーストラリア連邦政府は先住民や移民を含めた全ての国民が平等であることを認め、寛容な社会へと変貌を遂げた。

移民受入れがさらに推進され、非英語系移民を大量に受け入れ、アジア太平洋諸国との関係が深まる中、従来の移民政策は大きく転換された。1966年に移民制限法が廃止され、欧米系以外からの移民を認めた後、1973年に多文化主義を採用し、1975年に連邦人種差別禁止法の制定により白豪主義政策は終わり、多文化主義政策へと転換した。これにより、世界中から移民が流入し、現在では年間約19万人を受け入れる移民大国の一つとなっている。多様性こそが国を繁栄させる原動力であると認識され、若い移民の活力により社会の活力を維持し、流入する移民による内需の拡大が経済の安定成長をもたらしている。

図8 移民の推移（1984年から2017年まで）²¹

（単位：人）



²¹ Department of Home Affairs, “Historical Migration Statistics”, <<https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-statistics/statistics/visa-statistics/live/historical-migration>> (Accessed 2019-03-25)

第2節 オーストラリアの多様性と多文化主義

1 概要

オーストラリア国民は、18世紀末以降に海外からの移民として定住した人々の子孫と、現在も押し寄せる多くの移民が大多数を占めている。

オーストラリア統計局（ABS：Australian Bureau of Statistics、以下「統計局」という。）では、5年に一度全ての滞在者を対象に国勢調査を実施している。国勢調査には、出生地、話す言語、宗教、民族、さらには英語面での補助が必要かどうかといった項目が盛り込まれ、これらの調査結果は政府が行う各種政策立案の基礎資料として活用されている。

本節においては、まず文化的多様性のあるオーストラリア社会の特徴を2016年国勢調査の結果並びに最近の統計局及び移民政策を所管するオーストラリア連邦内務省（Department of Home Affairs）の公表数値などから紹介する。

2 人口

オーストラリアの総人口は2,340万1,892人（2016年8月時点、国勢調査）であり、内訳として国内で出生した者が1,561万4,835人（66.7%）、国外で出生した者が616万3,652人（26.3%）となっている²²。統計局の推計ではオーストラリアの総人口は2018年8月中に2,500万人を突破したと伝えられている²³。

国外出生者の出身国については、図9のとおり、最も多いのが旧宗主国である英国で、次いで中国、そして近隣国のニュージーランドとなっている。

中国及び4番目のインドは、1970年代以降に急増した新興の移民グループであり、5番目のフィリピン、6番目のベトナムなどを含め、近年アジア諸国からの移民が急増しているほか、8番目の南アフリカからの移民も急増している。

2011年の国勢調査結果と比較すると、国外出身者数が増加しているが、英語を母国語として用いる国々及びヨーロッパ圏からの移民に比べ、インドを含めたアジア諸国からの移民の伸びが大きい。

²² Australian Bureau of Statistics, Annual Report, 2016-17, <[https://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/3B641F80D47793B2CA2581BD000F8996/\\$File/10010_2016_17.pdf](https://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/3B641F80D47793B2CA2581BD000F8996/$File/10010_2016_17.pdf)> (Accessed 2019-03-25)

²³ Australian Bureau of Statistics, Australia's population to reach 25 million (Media Release), <<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs%40.nsf/mediareleasesbyCatalogue/C3315F52F6219DE9CA2582E1001BC66A?OpenDocument>> (Accessed 2019-03-25)

図9 国外出生者の出身国別人口及び構成比²⁴（総人口に占める構成比）

順位	出生国	人口(人)	構成比(%)	順位	出生国	人口(人)	構成比(%)
1	英国	1,078,055	4.61	9	マレーシア	138,364	0.59
2	中国	556,377	2.38	10	スリランカ	109,849	0.47
3	ニュージーランド	518,466	2.22	11	ドイツ	102,595	0.44
4	インド	455,389	1.95	12	韓国	98,776	0.42
5	フィリピン	232,386	0.99	13	ギリシャ	93,743	0.4
6	ベトナム	219,355	0.94	14	香港	86,886	0.37
7	イタリア	174,042	0.74	15	米国	86,125	0.37
8	南アフリカ	162,449	0.69	32	日本	42,421	0.18

3 宗教

国内の宗教宗徒数についてみると、キリスト教が全体の約52%を占めており、中でもカトリックと英国国教会が2大派となっている。近年のアジア諸国からの移民急増を背景に、無宗教（30.1%）の増加とともに、イスラム教（2.6%）、ヒンドゥー教（1.9%）、仏教（2.4%）を中心に他宗教の信仰者が増加しており、その一方、キリスト教の宗徒数が減少している²⁴。

4 言語

オーストラリアの公用語は英語であるが、図10にあるとおり、約487万人（全人口の約20.8%）が家庭において英語以外の言語を使用している。

²⁴ ABS, AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0, <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2019-03-25)

図 10 家庭で使用する言語（2016 年国勢調査）²⁶

言語	人数 (万人)	全人口に占める 割合 (%)	対 2006 年比 (%)
中国語（北京語）	59.6	2.5	170.5
アラビア語	32.2	1.4	32.0
中国語（広東語）	28.1	1.2	14.9
ベトナム語	27.7	1.2	42.4
イタリア語	27.2	1.2	▲ 14.3
ギリシャ語	23.8	1.0	▲ 5.8
ヒンディー語	16.0	0.7	128.1
スペイン語	14.1	0.6	43.7
パンジャブ語	13.2	0.6	-
タガログ語	11.1	0.5	108.8
韓国語	10.9	0.5	99.5
日本語	5.6	0.2	59.4
その他の言語	217.9		
合計	487.2		

5 出入国管理及び人口推計

オーストラリアへ入国する移民数と人口増加の推移との関係について、図 11 は 1993 年 3 月から 2018 年 3 月までの推移を示している。

図 11 では、自然増加数はほぼ毎年 13 万人～15 万人程度で推移しているのに対し、出入国による人口増加数は、毎年変動し、全体の人口増加数は出入国による人口増加数に連動する形で毎年変動している。移民の受入れについては、オーストラリア連邦内務省が毎年策定する移民受入計画に基づいて行われており、当該年度の移民受入れは、この計画を基に行われる²⁷。

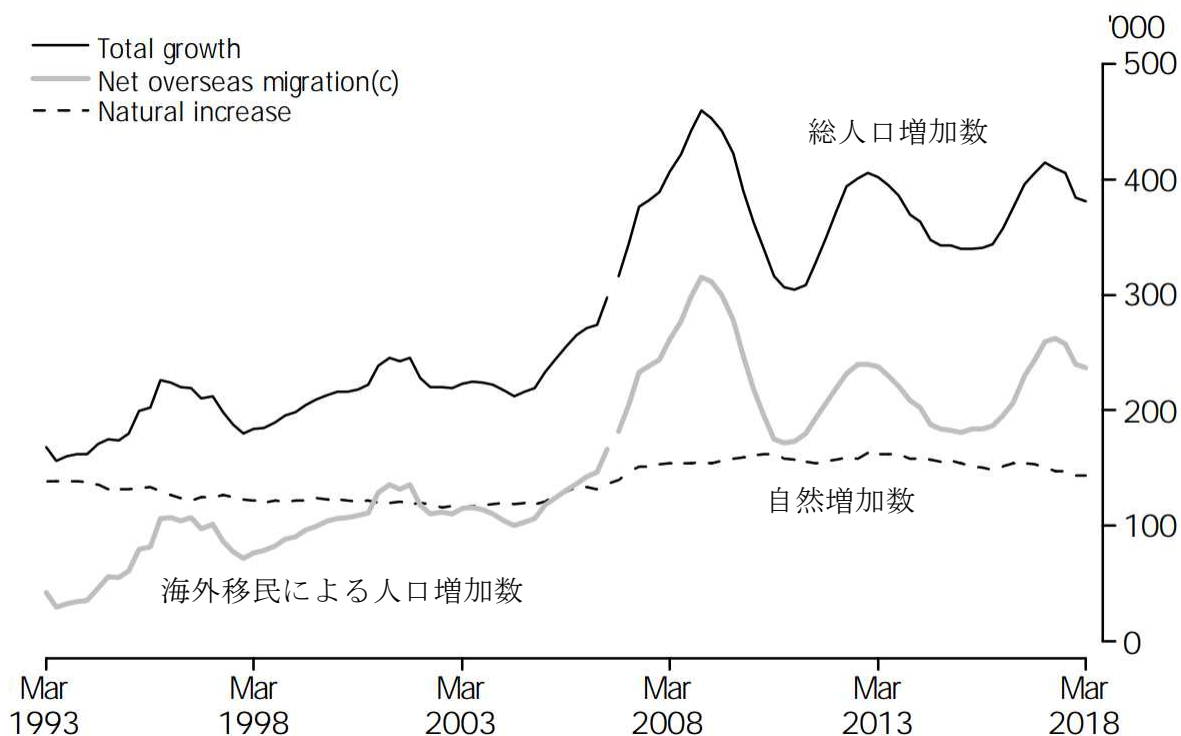
²⁶ ABS, AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing General Community Profile Catalogue number 2001.0, <http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2019-03-25)

²⁷ Department of Home Affairs, Australia's 2019-20 Migration Program, <<https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/files/discussion-paper-australias-2019-20-migration.pdf>> (Accessed 2019-03-25)

このことからオーストラリアにおける人口の将来的な見通しというのは、自然増加に大きな変化がない前提においては、出入国による人口増により変動することになる。

第二次大戦終了後に 700 万人程度であった人口は、約 70 年かけて 2,500 万人にまで増加した。積極的な移民政策により、人口増と経済成長を達成している。

図 11 人口増加の推移 (1993~2018) ²⁸



²⁸ Australian Bureau of Statistics, 3101.0-Australian Demographic Statics Mar 2018, <[http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/7C4B1A7B00241D99CA25830D0012C59E/\\$File/31010_mar%202018.pdf](http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/7C4B1A7B00241D99CA25830D0012C59E/$File/31010_mar%202018.pdf)> (Accessed 2019-03-25)

第3節 多文化主義政策の概要と変遷²⁹

1 多文化主義政策の概要

第1節で見たとおり、オーストラリアの歩んできた歴史は移民の歴史と切り離せない。現在のオーストラリアは、人種、文化、言語、宗教などが多様性に富み、カナダと並んで「多文化主義国家」として知られている。オーストラリアの多文化主義政策は移民政策と密接に関わり、移民に対する政策の中で展開される。

移民に対する政策は、移民と難民の受入計画の策定や市民権等の認定などといった入国管理政策と、入国後の移民・難民の社会定着に向けた定住支援政策で構成される。

その根本思想は、その時々々の社会情勢や政権の方針により幾度となく修正がなされ、白豪主義から同化主義政策、統合主義政策、そして多文化主義政策へと変遷し、その政策範囲は変遷とともに拡充されてきた。

現在の多文化主義政策は、移民に対する直接的な定住支援のみならず、文化の多様性を包摂できる社会の実現に向けた政策をも含むものであり、各行政主体と非政府組織が役割分担を行いながら一体となって多文化主義政策が推進されている。

2 多文化主義政策の変遷

(1) 多文化主義政策以前 – 同化主義政策から統合主義政策 –

第二次世界大戦後、国家安全保障を強化するとともに経済開発に向けて労働力不足を解消するため、年2%の人口増加が計画されたが、イギリス系の移民を十分に確保できず、ヨーロッパ大陸からの移民を広く受け入れることとし、ギリシャやイタリアをはじめとする南欧と東欧の人々が多く移住した。

1960年代中頃までは、白豪主義を前提としながら、非白色系人種の入国も許容していた。イギリス系移民が築いたオーストラリアの社会と文化に同化できる移民であれば良いという同化主義政策であった。

60年代中頃以降、同化主義政策から統合主義政策へと変更し、政府は文化の多様性を尊重まではしなかったが、移民にはイギリス系オーストラリア社会での生活を前提に、母国の文化や言語の放棄までは求めず許容していた。

(2) 多文化主義政策の導入期 (1970年代)

1970年代に入り、1973年にウィットラム労働党政権は、白豪主義を廃止することを表明し、インドシナ難民の受入れを開始すると同時にアジア諸国からの移民が急増した。同年にオーストラリア連邦の移民担当大臣が、政府の公式発言と

²⁹ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

自治体国際化協会 「オーストラリアの多文化主義政策」 『CLAIR REPORT』358号、2011年

自治体国際化協会 「オーストラリアの定住支援サービスと多言語教育」 『CLAIR REPORT』368号、2011年

自治体国際化協会 「ビクトリア州における多文化主義政策」 『CLAIR REPORT』460号、2018年

して初めて「多文化社会」という言葉を用い、文化の多様性を維持・発展させることを公式に宣言することとなった。

1975年には、人種、肌の色、国籍、民族起源に基づく差別を禁止した「人種差別禁止法（Racial Discrimination Act 1975）」が制定された。

1978年には、多文化主義の基本方針とされる「ガルバリー報告（Galbally Report）」が出され、政府はこの報告を元に多文化主義政策を本格的に展開していった。ガルバリー報告では、①母国の文化を維持する権利、②サービス享受に係る公平な機会とアクセス、③各移民コミュニティ全体に利用可能なプログラム及びサービスの提供を通じた移民のニーズの充足、④移民との十分な対話を通じて設計・運営される移民の自立促進に向けたプログラムとサービス、という4つの原則を定めている。

（3）多文化主義政策の発展（1980年代）

1980年代前半は、フレーザー政権の下、ガルバリー報告に基づく多文化主義政策が展開され、次のホーク労働党政権においてもその方針は継承された。

1985年に、政府は、各省庁施策及びサービスにおける「アクセスと公平性」を確保するため、「アクセスと公平性確保のための計画戦略」を導入した。

1980年代後半は、経済状況が悪化する中、政府が進める多文化主義政策に対する批判が起こり始めた時期で、多文化主義政策とアジア諸国からの移民に反対する論争が巻き起こった。

1989年に発表された政策指針報告書「多文化国家オーストラリアに向けたナショナルアジェンダ（National Agenda for a Multicultural Australia 1989）」は、ガルバリー報告による「少数派の権利の重視と文化的多元主義」というこれまでの多文化主義政策から、「全ての国民の文化的、社会的、政治的権利を認め、構造的な障害を除去することによって社会参加を推進する」という方針に移行した。

（4）多文化主義政策の変容（1990年代～）

1980年代半ばまでの多文化主義は、開発途上国から受け入れた社会的弱者である移民等への福祉主義的な性格が強い多文化主義政策であったが、1990年代後半のハワード保守連合政権では、福祉政策が縮小され、移民政策も高度人材受入へと変化していった。

1997年に国家多文化諮問協議会を創設し、文化の多様性をオーストラリアが結束する力にすることを目的とした向こう10年間の多文化主義の政策及び実行計画を同協議会において検討し、1998年に政府は「文化多様性社会での公的サービスに関する綱領」を策定した。政府各機関が策定する戦略計画、政策改善や予算編成、行政サービスの提供過程で文化の多様性を考慮することに焦点が置かれた。

1999年、同協議会は、新たな報告となる「新たな世紀のためのオーストラリア多文化主義」を取りまとめ、「多文化主義（Multiculturalism）」という表現ではなく、「オーストラリア多文化主義（Australian Multiculturalism）」と

いう表現を用いた。オーストラリアが進むべき多文化主義は、オーストラリアの多様な伝統、歴史、民主主義、文化及びアイデンティティを前提としたものであり、多文化主義は、市民としての義務の履行の下で認められるという原則が明定された。

(5) 多文化主義政策の現在 (2000年～)

2005年にシドニーでレバノン系住民とヨーロッパ系住民の小競り合いが人種暴動を惹起し、2000年代後半には多文化主義への批判が強まった。

2007年に、オーストラリア連邦政府で移民政策を所管する「移民多文化問題省」は「移民市民権省」に名称が変更され、それまで政府内で「多文化主義」と記述されていたものが、「多様なオーストラリア」と変更された。だが、このことは、政府が「多文化主義」を放棄したのではなく、多文化主義は政策の根幹として維持されている。

2007年には市民権テストが導入された。オーストラリア市民権の取得を希望する者の英語能力やオーストラリアに関する知識（オーストラリア市民としての責任と忠誠を含む。）を評価するもので、テストに合格した者には市民権が付与されるものである。これは、多文化尊重より社会秩序の維持が優先されたものである。とは言え、2007年に登場したラッド労働党政権は、これまで以上に移民受入を拡大したので社会の多様性はますます富んでいる³⁰。

以上が白豪主義以降現在に至るまでのオーストラリアの多文化主義の変遷の概略である。多文化主義政策はその時々政権及び社会的背景によって、その都度修正されながら現在に至っている。外国から移民を受け入れ多文化共生により豊かな社会をつくるという根幹は不変であるが、どのような移民を、どれだけ受け入れるかは、社会情勢を見極めつつ慎重に判断されている。

3 多文化主義政策における各行政機関の役割

オーストラリアの行政構造は、連邦政府、州・特別地域、地方自治体の3層制となっており、この点においては日本の行政構造と似ているが、各階層の役割は大きく異なり、州に広範な権限があり、連邦政府及び地方自治体の権限は限定的である。オーストラリアでは多文化主義の思想が社会に浸透しており、行政の各層がそれぞれの役割に応じながら、一体となって多文化主義政策に沿った取組みを展開している。

連邦政府における多文化主義政策に沿った主な取り組みは、オーストラリアに到着して間もない移民を対象に英語能力を養成する「成人移民のための英語学習プログラム (Adult Migrant English Program : 以下「AMEP」という。)」と「翻訳・通訳サービス (Translating and Interpreting Service : 以下

³⁰ 増田あゆみ オーストラリア多文化主義政策の変遷 ―政策をめぐる環境の変化と政府の対応の分析― 名古屋学院大学論集 社会科学篇 第47巻 第1号、2010年

「TIS」という。)」であり、予算規模が大きい連邦政府が、経費のかかる政策を担っている。

州は、学校教育、公立病院、消防、警察、公共交通等を所管しており、広範な領域の住民サービスを提供している。多文化主義政策においても、州が中心的な役割を担っている。いくつか例を挙げると、学校では ESL (English as a Second Language : 第二外国語としての英語) の学習環境を提供し、主要な行政機関ではパンフレット等の刊行物を複数の言語で翻訳し、提供するなど、多言語対応のサービスが州において行われている。

地方自治体はコミュニティにとって重要な地位を占めており、コミュニティを通じた支援を行っている。各地に出身国や地域、文化、宗教を同一とする移民コミュニティが形成されているため、全ての住民に公正で公平なサービスを提供すべく、多様なコミュニティ組織と連携して、サービスの向上を図っている。さまざまなプログラムを通じて多様性を推進し、課題や問題が発生した際には、コミュニティの指導者と密に情報を共有し、協力して、多様なニーズを的確に把握し、適切な対応を素早く行えるような取組みを行っている。

第4節 共通語としての英語、英語教育の必要性³¹

英国を旧宗主国とするオーストラリアの公用語は英語で、英語はオーストラリア社会の象徴でもある。多文化社会のオーストラリアは、英国からの移民だけでなく、非英語圏の移民も多数受け入れたことから、多様な移民がコミュニケーションを行うために、ESL教育が重視されている。

本章でこれまで述べたように、1901年に移民制限法が制定され、白豪主義が基本政策であった1970年代までのオーストラリアでは、ヨーロッパ系移民が優遇され、ヨーロッパ系移民との同化政策が行われ、非英語圏からの移民は英語を使うことを強いられた。第2次世界大戦後は、非英語圏の移民を多く受け入れ始め、南欧や東欧、中東からの移民や難民が押し寄せ、意思疎通が容易でなかったため、それらの移民の大人に対して、オーストラリア社会での労働に耐えうる実用的な英語の教育が行われた。それが、現在に続くAMEPの始まりであった。

その後、多文化主義の思想が広まり、世界的に人権意識が高まるにつれ、オーストラリアの移民にとって英語教育を受けることは権利だという考えが生まれた。政府は移民を労働力として活用するため、AMEPで成人への英語教育を行ってきたが、移民の子どもたちへの英語教育は行われなかった。当初、移民の子どもたちはオーストラリア社会で育つ中で、自然に英語が身につくものと考えられていたが、日常会話ができても授業を理解できる英語力が身につかず、学校で居場所を失う子どもたちが多数いる実態が知られるようになった。そこで連邦政府は移民の子どもに英語教育を行うことを決め、そのための組織である「子ども移民教育計画³²」を1970年に設立し、試行錯誤を繰り返しながら教育が行われていった。

白豪主義政策が廃止され、多文化主義政策が確立されると、1979年には教育省より多文化教育の基本方針となる「多文化社会のための教育」が定められ、英語を母国語としない子どもへの英語教育と多文化教育が実施され始めた。

1987年に導入された「言語に関する国家政策」(National Policy Languages: NPL)は、オーストラリアで最初の総合的な言語政策方針である。オーストラリアの言語と文化的多様性が尊重され、英語が公用語であると定められた。また、アジア諸国との関係性から、アジア系言語の学習の必要性が示され、バイリンガル教育が重視され、第二外国語を学ぶ必要があるとされた。

また、1991年に発表された「オーストラリアの言語：オーストラリアの言語とリテラシーに関する政策」(Australian Language and Literacy Policy :

³¹ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

青木麻衣子 「オーストラリアの言語教育政策 多文化主義における「多様性」と「統一性」の揺らぎと共存」 東信堂、2009年

松田陽子 「多文化社会オーストラリアの言語教育政策」 ひつじ書房、2009年

早稲田大学オーストラリア研究所 「オーストラリア研究 多文化社会日本への提言」 オセアニア出版社、2009年

³² Child Migrant Education Program : CMEP、英語を母語としない生徒に対する英語教育への助成が開始された。

ALLP) では、オーストラリアの社会において重要だと考えられる言語の教育が重視され、特に経済にとって有用な言語教育が全ての生徒に提供されるべきだと主張され、後にこれを基に言語教育内容の変更が図られた。

先進的で最も成功した多文化共生社会であるとも言われるオーストラリアには、英語を母国語としない人々に対する多岐にわたる手厚い支援策が用意されているが、オーストラリア社会で長く生活する上では、基本的に英語を習得することが求められている。また、英語以外の言語 (Languages Other Than English : 以下「LOTE」という。) 学習も重視されており、様々な言語が学ばれている。

第3章 オーストラリアの教育制度と NSW 州における児童生徒等の言語の多様性³³

第1節 オーストラリアと NSW 州における教育制度

連邦制を採用しているオーストラリアにおいて、教育の実施に関する権限は各州にある。初等教育と中等教育も基本的に各州政府の教育省が所管しているため、州により学校教育課程基準をはじめ義務教育の年限や初等教育と中等教育の期間が異なっている。ただし、1980年代後半に「国家教育指針」が策定されて以降、国家としての教育の統一性が強化され、近年は教育制度と教育内容の統一化や共通化が進んでいる。

オーストラリアの各州で採用されている教育段階は図12のとおり、一般的に、就学前教育、準備教育、初等教育、中等教育である。

就学前教育は Preschool（3歳から5歳）が代表的で、その他、新生児から就学前までを対象とする日本の保育園に相当する Day Care Centre と Occasional Care Centre がある。

小学校に入学する前年は準備教育として位置づけられる Kindergarten（通称 Kindy）があり、日本の幼稚園に相当する。Kindy の多くは小学校に併設されており、義務教育ではないが、Kindy に通う児童は多い。そこでは遊びを中心に楽しく時間を過ごししながら、基本的な読み書きなど、小学校入学に向けた基礎を学べるようになっている。

初等教育として日本の小学校に相当する Primary School があり、初等教育は日本と同様に Year1（6歳）から Year6（11歳）までの6年間である。初等教育を終えると、中等教育 Secondary/High School で、これは、Year7（12歳）から Year12（17歳）までの6年間である。そのうち Year10（15歳）までは前期中等教育（中学校）で、それ以降は後期中等教育（高等学校）となり、日本の中学校と高等学校に相当する。一般的に中高一貫教育が行われている。

³³ 本節の執筆にあたっては、以下の文献を参考にした。

Australian Government, Study In Australia, <<https://www.studyinaustralia.gov.au/>> (Accessed 2019-03-25)

Department of Foreign Affairs and Trade, The Australian education system, <<https://dfat.gov.au/aid/topics/investment-priorities/education-health/education/Documents/australian-education-system-foundation.pdf>> (Accessed 2019-03-25)

松尾知明 「多文化教育の国際比較——世界10カ国の教育政策と移民政策」株式会社明石書店、2017年
文部科学省国立教育政策研究所・JICA地球ひろば共同プロジェクト グローバル化時代の国際教育のあり
方国際比較調査 最終報告書 独立行政法人 国際協力機構 地球ひろば 株式会社 国際開発センタ
ー (IDCJ) 第7章 オーストラリアの教育課程 (調査研究協力者 青木麻衣子)、

<https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/prmiv10000002siq-att/comparative_survey01_01.pdf>
(閲覧日：2019年3月25日)

学び 特集_オーストラリアの教育最新事情①_オーストラリア生活情報サイト NICHIGO PRESS_日
豪プレスが運営するオーストラリア生活の総合情報サイト オーストラリアの教育最新事情①、
<http://nichigopress.jp/learn/learn_spe/171122/> (閲覧日：2019年3月25日)

オーストラリアでは、学年が日本のように小学校、中学校、高等学校の区分で分けられておらず、初等教育の Year1 から中等教育の Year12 までの 12 年間を通して YearXX という呼び方をする。

義務教育期間は概ね Year1 から Year10 までの 10 年間だが、クイーンズランド州と西オーストラリア州では Year0 から義務教育が始まり 11 年間となっている。また、学校制度は州により多少異なり、例えば、南オーストラリア州と北部準州では初等教育が Year7 までとなっている。

中等教育修了後には、連邦政府や各州政府が設置する公立大学及び私立大学等での高等教育と、各州政府が設置する専門学校等での高等職業教育がある。

中等教育校卒業後に続けて大学進学する場合、後期中等教育で日本の大学における一般教養課程に相当する科目を履修し、卒業後に各州で行なわれる高等学校卒業認定試験（統一資格試験）を受ける必要があり、この試験結果により各大学への進学が決まる。この試験は、NSW 州では HSC（Higher School Certificate）と呼ばれており、ビクトリア州では VCE（Victorian Certificate of Education）というように、州によって名称も異なっている。高等学校卒業認定試験は、高等職業教育やそのほかの進路を希望する生徒は、受ける必要がない。

高等職業教育は、連邦政府及び州政府と産業界との提携に基づき、州政府が認可する専門学校（Vocational Education and Training、通称 VET）で、各産業界で働くために必要とされる技能と能力を身につけるための多様で実践的な専門教育を受けることができる。各州政府が設置する職業訓練専門学校（Technical and Further Education、通称 TAFE）と、民間の機関（カレッジ）が提供している。

各州の教育省（Department of Education）は州立学校の運営と教育を所管し、各州の学校教育課程基準については、その作成を専門とする州政府の組織が担っており、NSW 州では NSW 州教育委員会（Board of Studies NSW）がそれを担う。

図 12 オーストラリア (NSW 州) と日本の教育制度³⁴

オーストラリア (NSW 州)			学年	年齢		学年		日本	
大学院		高等教育		25		博士		大学院	
				24					
				23		修士			
				22					
				21		4			
大学	TAFE 専門学校	高等教育	3	20		3	高等教育	大学	短大 専門学校
			2	19		2			
			1	18		1			
Secondary / High School セカンダリー(ハイ) スクール	後 Senior School 期 シニアスクール	中等教育	12	17		3	後期 中等教育	高校	
			11	16		2			
			10	15		1			
	前 Junior School 期 ジュニアスクール		9	14		3	前期 中等教育		
			8	13		2			
			7	12		1			
Primary School プライマリースクール		初等教育	6	11	義務教育	6	初等教育	小学校	
			5	10		5			
			4	9		4			
			3	8		3			
			2	7		2			
			1	6		1			
Kindergarten (Kindy) 幼稚園		準備教育		5		就学 前教育	幼稚園	保育所	
Preschool プレスクール		就学 前教育		4					
Day Care Centre デイケアセンター Occasional Care Centre オケーショナルケアセンター				3					
				2					
				1					
				0					

³⁴ 本グラフは以下の文献を参考に作成した。

Department of Foreign Affairs and Trade, The Australian education system,
<https://dfat.gov.au/aid/topics/investment-priorities/education-health/education/Documents/australian-education-system-foundation.pdf> (Accessed 2019-03-25)

第2節 NSW州における児童生徒等の言語の多様性³⁵

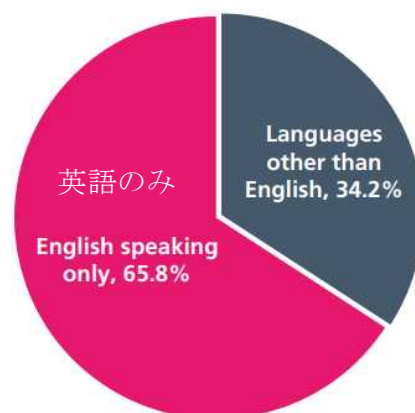
人口約 2,500 万人のうち4分の1以上が外国生まれという移民大国であり、多文化社会であるオーストラリアの中でも、NSW 州は特に移民が多く、文化的多様性に富んだ地域である。

同州は多文化主義政策の先進地として知られ、移民受入れのための手厚い支援策を講じている中、英語を母国語としない移民の子供たちが現地社会へ溶け込むための教育現場における支援も充実させており、児童生徒等が安心して学べる環境づくりに積極的に取り組んでいる。

同州に在籍する児童生徒等のうち、3人に1人が非英語圏出身者で、5人に1人が家庭で英語以外の言語を話し、14人に1人が先住民で、80人に1人が難民というように、多様な文化的背景が存在している。

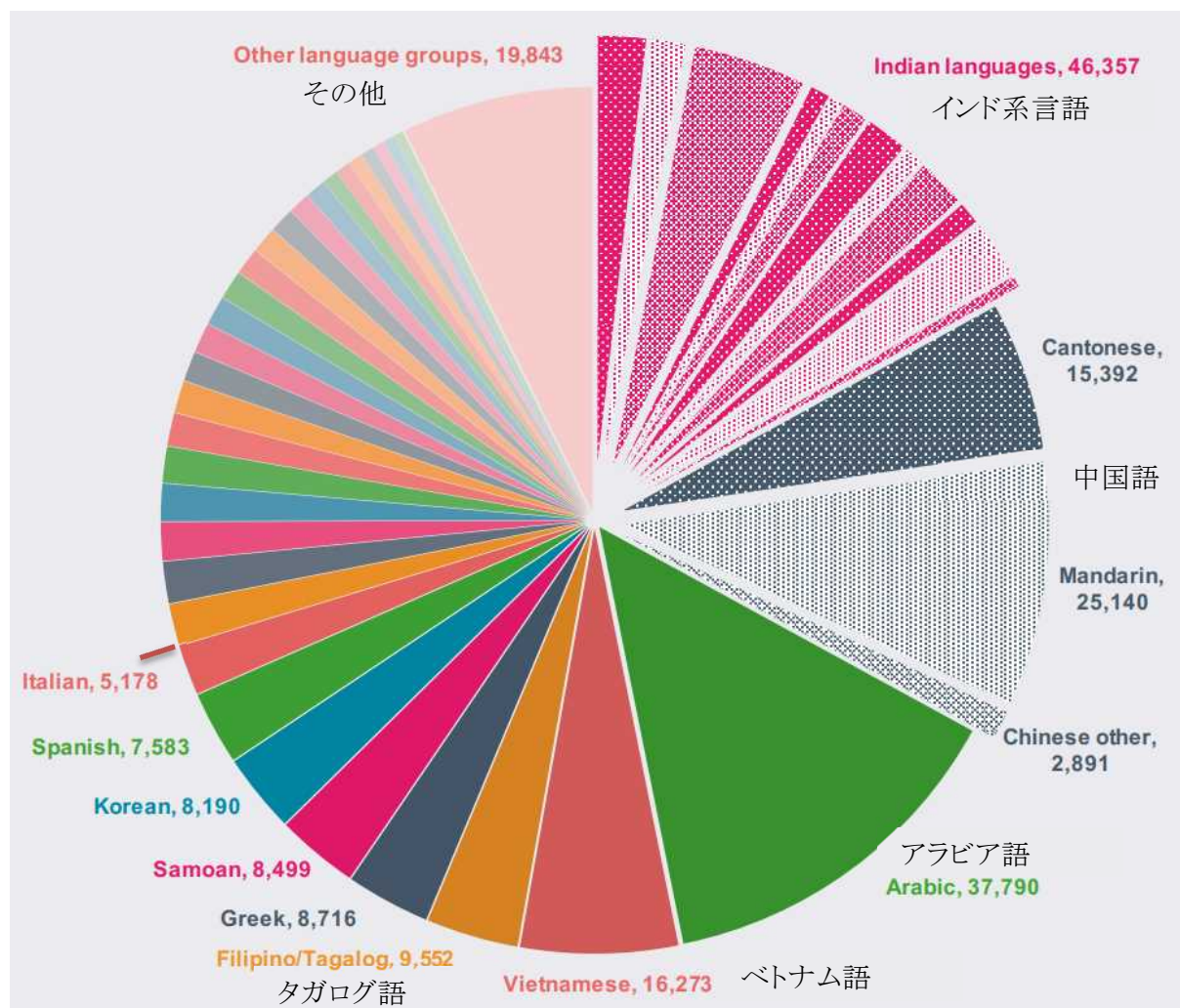
NSW 州教育省の教育統計評価センターは、年に1度、NSW 州の生徒の多様性を把握するための調査を実施している。2017年3月時点の調査によると、NSW 州の公立小学校・中学校・高等学校に在籍している児童生徒 797,099 人のうち、65.8%が英語を母語とする家庭の出身で、残りの 34.2% (272,401 人) が英語以外の言語を母語とする生徒 (LBOTE : Language Background Other Than English) だった。NSW 州の公立学校には、実に 238 もの異なる言語を母語とする LBOTE が在籍する。また、LBOTE の割合は、2016 年から 1.1 ポイント、2015 年から 1.9 ポイント上昇しており、生徒の言語の多様性が拡大していることを示している。

図 13 NSW 州の公立校における児童生徒の言語的背景³⁵



³⁵ NSW Department of Education, Centre for Education Statistics and Evaluation, Schools: Language Diversity in NSW, 2017, <https://www.cese.nsw.gov.au/images/stories/PDF/2017_LBOTE_Bulletin_AA.PDF> (Accessed 2019-03-25)

図 14 NSW 州の LBOTE の母語 (2017 年) ³⁶



2017 年には、NSW 州の全 LBOTE の母語のうち、上位 3 つのインド系言語、中国語、アラビア語に、ベトナム語を加えた 4 つの言語グループが、過半の 52.8% を占めた。

近年、ヒンディー語、ウルドゥー語およびタミル語などインド系言語を背景とする児童生徒の増加が顕著であり、最大の言語グループとなっており、46,357 人を数え、全 LBOTE の 17.0% を占めている。

インド系言語に次ぐ 2 番目は北京語と広東語等を合わせた中国語グループの 43,423 人 (15.9%) である。

³⁶ NSW Department of Education, Centre for Education Statistics and Evaluation, Schools: Language Diversity in NSW, 2017, <https://www.cese.nsw.gov.au/images/stories/PDF/2017_LBOTE_Bulletin_AA.PDF> (Accessed 2019-03-25)
2017 年に NSW 州立学校に在籍する LBOTE の全児童生徒 272,401 人の母語を示すのが図 14 である。

LBOTE のうち、最大の単一言語はアラビア語（37,790 人、13.9%）であり、その次にベトナム語（16,273 人、6.0%）が続いている。

図 15 LBOTE の母語の推移（2007 年から 2017 年まで）³⁷

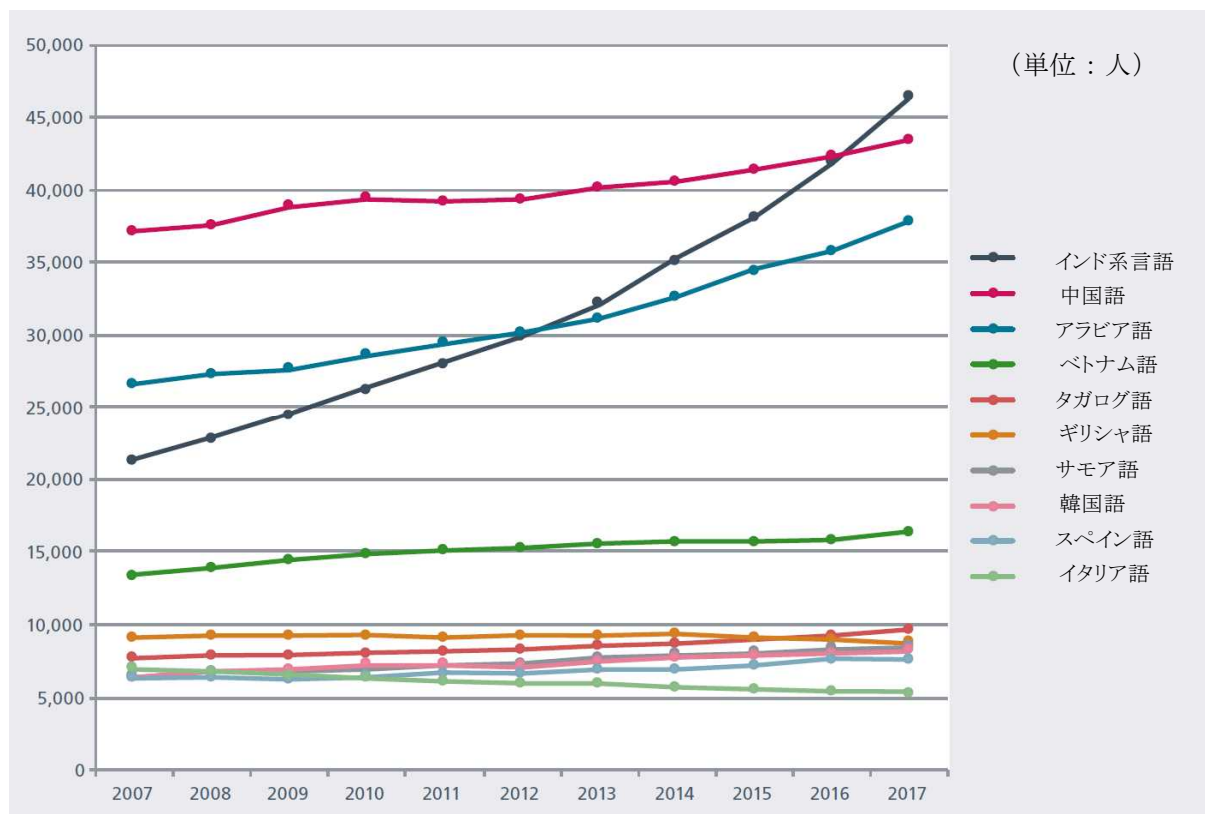


図 15 で 2007 年から 2017 年までの LBOTE の母語の推移を見ると、インド系言語、中国語、アラビア語の増加率が著しく、特にインド系言語の児童生徒の増加率が際立っている。

2007 年以降、インド系言語の合計は、21,204 人から 46,357 人まで 119% も増加した。2 番目に高い伸び率を示すのはアラビア語で、中国語とベトナム語がそれに続いている。

上位 5 位以下に続く言語はほぼ横ばいである。ギリシャ語、イタリア語など英国に次ぐ初期の移民に連なるヨーロッパ言語を代表する移民グループは少しずつ減少している。

図 16 は、LBOTE 在籍者の母語の内訳を示すもので、2016 年時点と 2017 年時点を比較している。この表は 1,000 人以上の話者を持つ言語のみを表している

³⁷ NSW Department of Education, Centre for Education Statistics and Evaluation, Schools: Language Diversity in NSW, 2017, <https://www.cese.nsw.gov.au/images/stories/PDF/2017_LBOTE_Bulletin_AA.PDF> (Accessed 2019-03-25)
LBOTE の言語グループのうち、多数を占める上位 10 位の 2007 年から 2017 年までの推移を示したもの。

が、その多様性が一目瞭然である。2016年に260,599人であったLBOTEは、2017年には11,802人増加（1.0%増加）し、272,401人となった。

図 16 LBOTE 在籍者の母語の内訳（2016 年と 2017 年）³⁸

言語	2016年		2017年	
	生徒数(人)	割合	生徒数(人)	割合
インド系言語	41,797	16.0%	46,357	17.0%
中国語	42,259	16.2%	43,423	15.9%
アラビア語	35,732	13.7%	37,790	13.9%
ベトナム語	15,709	6.0%	16,273	6.0%
タガログ語	9,241	3.5%	9,552	3.5%
ギリシャ語	8,920	3.4%	8,716	3.2%
サモア語	8,336	3.2%	8,499	3.1%
韓国語	8,005	3.1%	8,190	3.0%
スペイン語	7,480	2.9%	7,583	2.8%
イタリア語	5,408	2.1%	5,178	1.9%
トンガ語	4,264	1.6%	4,310	1.6%
インドネシア語	4,164	1.6%	4,307	1.6%
アッシリア語	3,229	1.2%	3,982	1.5%
トルコ語	3,717	1.4%	3,858	1.4%
マケドニア語	3,846	1.5%	3,755	1.4%
日本語	3,273	1.3%	3,403	1.2%
タイ語	3,140	1.2%	3,336	1.2%
フランス語	3,037	1.2%	3,090	1.1%
ドイツ語	3,096	1.2%	3,086	1.1%
ペルシャ語	2,908	1.1%	2,996	1.1%
セルビア語	3,029	1.2%	2,976	1.1%
ダリ語	2,646	1.0%	2,791	1.0%
ロシア語	2,577	1.0%	2,724	1.0%
クメール語	2,501	1.0%	2,606	1.0%
ポルトガル語	2,047	0.8%	2,258	0.8%
マオリ語(ニュージーランド)	2,163	0.8%	2,114	0.8%
フィジー語	1,529	0.6%	1,602	0.6%
クロアチア語	1,616	0.6%	1,586	0.6%
アフリカーンス語	1,356	0.5%	1,463	0.5%
オランダ語	1,374	0.5%	1,361	0.5%
マオリ語(クック島)	1,194	0.5%	1,203	0.4%
ポーランド語	1,111	0.4%	1,189	0.4%
ヘブライ語	966	0.4%	1,001	0.4%
その他	18,929	7.3%	19,843	7.3%
合計	260,599	100.0%	272,401	100.0%

一年間でインド系言語は 4,560 人も増加した。単一言語で最も増加したのはアラビア語で、2016 年の 35,732 人から 2017 年の 37,790 人に 2,058 人増加し、1.1%の増となった。

ちなみに、2016 年から 2017 年にかけて最も高い増加率を示した言語はアッシュリア語（カルデア語）で、2016 年の 3,229 人から、2017 年の 3,982 人へ 23.3%も増加した。この高い増加率は、中東地域の紛争に伴う難民の受け入れによるところが大きい。日本人は 3,403 人在籍し、LBOTE 全体のわずか 1.2%である。

図 17 NSW の LBOTE の分布と傾向³⁸

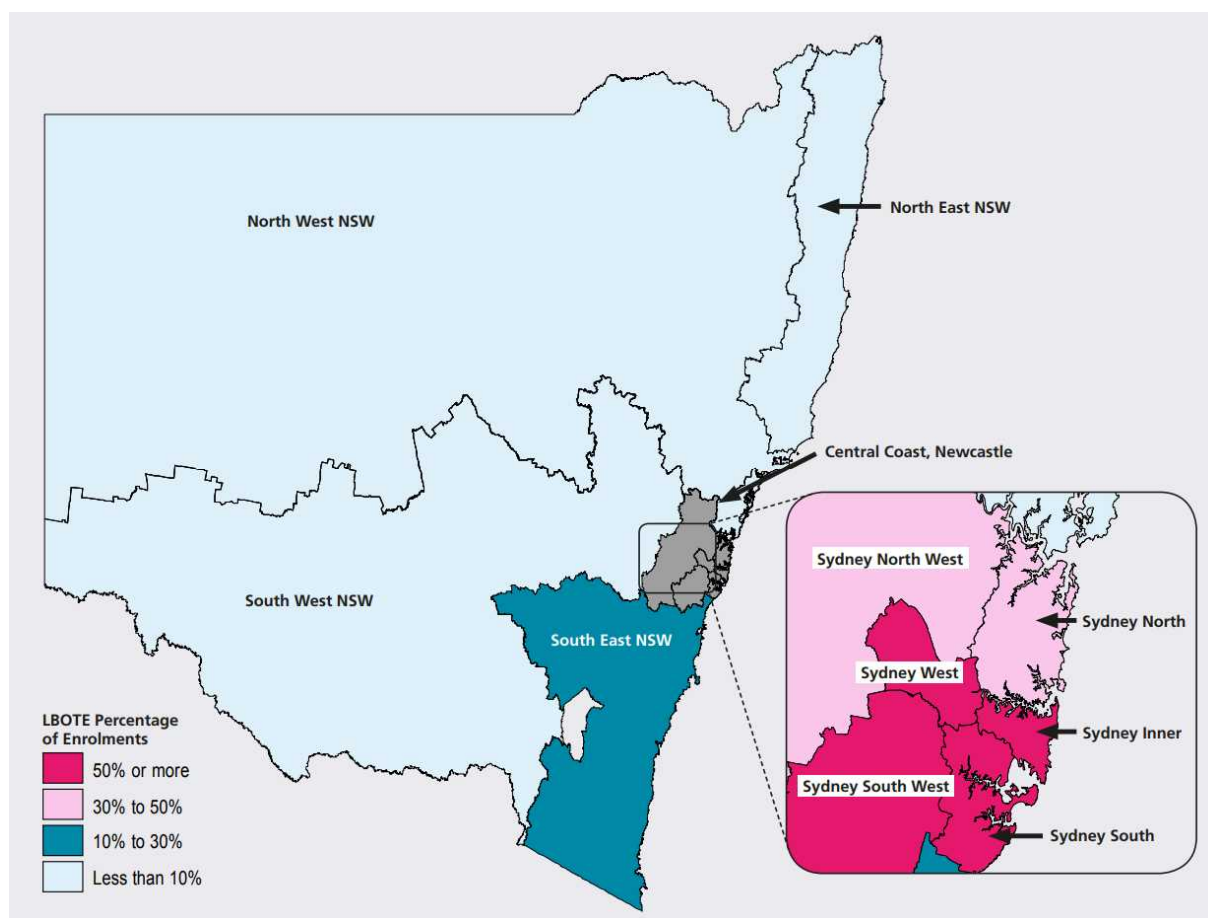


図 17 は、Australian Statistical Geography Standard (ASGS、オーストラリア統計地理基準) が NSW 州を 11 の地域に分けた区分に従い、LBOTE の児童生徒の全児童生徒に対する構成割合を示すものである。

³⁸ NSW Department of Education, Centre for Education Statistics and Evaluation, Schools: Language Diversity in NSW, 2017, <https://www.cese.nsw.gov.au/images/stories/PDF/2017_LBOTE_Bulletin_AA.PDF> (Accessed 2019-03-25)

図 17 が示すように、LBOTE の背景を持つ児童生徒は、NSW 州の他の地域よりもシドニー大都市圏³⁹に集中している。シドニー市内の学校では、53.4%の児童生徒が LBOTE の背景を持っている。Sydney-West（シドニー西部地区）の LBOTE の割合は最も高く、在籍者数 57,087 人で全児童生徒に占める割合は 67.0%と高い水準となっている。これに対し、LBOTE の割合が最も低い地域は、North West NSW（NSW 州北西）地域で、在籍者数は 3,034 人と、全児童生徒のわずか 4.5%に留まっている。このように NSW 州内でも、地域により LBOTE の占める割合は大きく異なる。

移民や難民が大都市圏に集中するのと同様に、LBOTE も大都市に集中している。

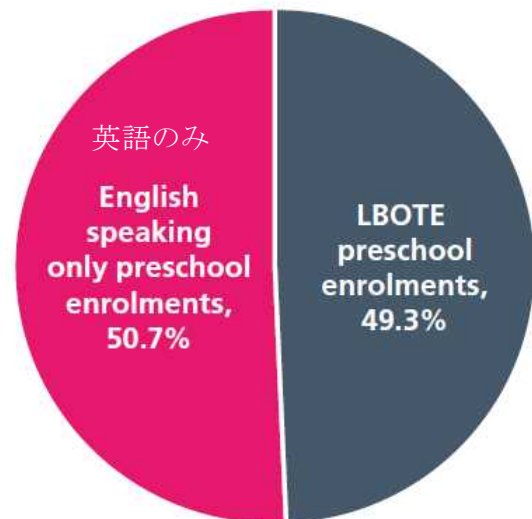
Preschool（3歳から5歳が対象）における 2017 年の在籍状況を見ると、LBOTE は 2,045 人おり、これは全プリスクール在籍者数の 49.3%にもなる。

NSW 州において就学前教育を受けている子供たちの大部分は、政府が資金援助する就学前教育機関または就学前教育プログラムを提供する Day Care Centre 等に預けられている。

図 18 が示すように、公立プリスクールでの LBOTE の子供の割合 49.3%は、公立小中高における LBOTE の割合 34.2%よりもかなり高くなっていることは興味深い。これは、LBOTE の子どもが増加していることを示している。

移民のこういった傾向が続くならば、公立小中高における LBOTE の割合は、近い将来においてさらに高まることを示している。

図 18 就学前教育（公立 Preschool）における LBOTE の割合（2017 年）



³⁹ シドニー大都市圏(Metropolitan Sydney)は、オーストラリア連邦政府統計局 (ABS) の統計上の地理的基準(Australian Statistical Geography Standard : ASGS)において、Greater Capital City Statistical Areas : GCCSA と示している区域である。

第4章 英語を母国語としない移民等の児童生徒への NSW 州における多文化教育と英語教育

第1節 移民等の児童生徒への多文化教育と英語教育⁴⁰

1 概要

第3章で示したように、NSW 州の公立学校は多文化に富むオーストラリアの姿を反映しており、LBOTE が高い割合を占め、児童生徒に加え教師等の学校関係者も多様な文化と言語、宗教的背景を持っている。多文化主義政策が浸透する同州では、教育においても多文化共生の考えが重視されており、NSW 州教育省は、英語以外の言語を母国語とする全ての児童生徒に利益をもたらす多様な学習環境の構築に努めている。

本節においては、NSW 州の公立学校における多文化教育と英語教育の取組みを示す。

2 文化と多様性

(1) 多様性の理解

NSW 州教育省と学校等の教育機関は、まず、教育現場における児童生徒とコミュニティの文化的多様性を理解することで、児童生徒の教育と保護者に対する支援に関する要望に応じている。

児童生徒が入学する際、入学申請書に児童生徒の出生国、オーストラリアへの渡航日、英語能力、家庭で話されている言語、宗教などの文化的な背景から、児童生徒とその保護者を支援する方法、難民であればその状況など詳しい情報の提供を求め、学校等の管理者はそれを学習指導計画の作成に役立てている。

NSW 州教育省は、児童生徒への多文化教育として、NSW 州の多様性を説明し、反人種差別と地域社会の調和、異文化の理解、多様な文化的背景を持つ児童生徒間でより良い関係を築くための各種プログラムを提供している。

(2) 文化の理解

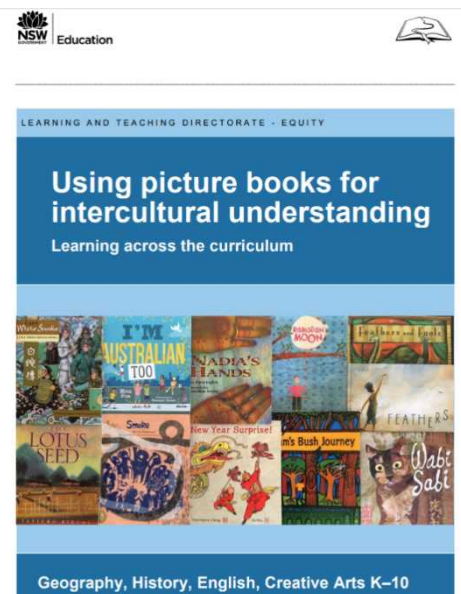
オーストラリア人は誰もが多様な文化的背景を有していると認識され、その多様性が個人の考えや行動、アイデンティティの確立に影響を与え、相互作用を及ぼすことが理解されている。教師が現代のオーストラリア文化を理解することは、教科の範囲を超えて、生徒がその背景にあるオーストラリア文化について理解し学ぶのに役立つ。児童生徒は、アイデンティティの概念、文化の複雑さを学んでいく中、教師は児童生徒が固定観念に縛られ、視野を狭めないように見守ることが求められている。

⁴⁰ NSW Department of Education, Multicultural education | Curriculum
<<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/curriculum/multicultural-education>> (Accessed 2019-03-25)

(3) 異文化の理解

異文化に対する理解は、NSW 州においても連邦政府においても、ひとつの重要な力として位置づけられている。児童生徒が異文化を理解することが、複数の人種や宗教、政治信条などが同時に平和的に共存する多元主義と、公正かつ包括的な社会の構築を促進する。教師は文化の複雑さ、個人とその自己同一性との関係、児童生徒の視点や考え方を理解しており、また児童生徒が異文化を理解する過程で、常に批判的精神を持ちながら、向き合うよう指導している。文化は動的で時代と共に変化するものであり、本質的な洞察を行い、伝統的な理解だけを鵜呑みにしないことが重要であることを指導している。

図 19 幼いうちから異文化を理解するため活用されている絵本



3 反人種差別教育

NSW 州教育省は、学校全体の取組みとして、児童生徒と教師、保護者への教育を通して、人種差別を排除することを宣言している。反人種差別政策は、教育に関わる全ての部門の職員と児童生徒に適用されている。反人種差別のための教育指針として、教育現場における人種差別に該当する言動の内容と人種差別を避けるためのガイドラインが提供されており、その指導は徹底されている。

分かりやすい例を挙げると、NSW 州の公立学校では義務教育期間中であっても退学制度が存在する。その該当事例は、暴力行為や人種差別行為などで、1度でもそうした行為をした者は容赦なくその場で退学させられることから、当事者に加えクラスメイト等も、社会の規範を身をもって学ぶことになる。

4 第二言語や方言としての英語教育

英語が公用語であるオーストラリアにおいて、英語を母国語としない児童生徒が英語を学ぶことは、学校での学習はもとより、オーストラリア社会に溶け込み、社会の一員として働くために必要不可欠である。

NSW 州教育省は、英語を母国語としない児童生徒のために、児童生徒の英語能力を磨き、学校での学習に完全に対応できる程度にまで英語能力を引き上げ、児童生徒が自力で授業を理解し、自己学習できる程度にまで能力を高めるための教育課程を作成し、児童生徒の学習成果の向上を目指している。

第二言語や方言としての英語教育 (English as an additional language or dialect education、以下「EAL/D」という。) は、小学校、Secondary/High School (中学校・高等学校)、英語強化施設 (Intensive English Centres、以

下「IECs」という。)と英語強化高校(Intensive English High School、以下「IEHS」という。)で実施されている。

これらの学校では、専門的な指導方法を身につけた教師が英語能力の異なる児童生徒の多様な要望を満たすため、様々な方法でEAL/D教育を提供している。

小学校など初等教育課程では、授業内容がそれほど高度でないため、EAL/D教育を必要とする児童に対し補助教員が授業中に個別に支援している。Secondary/High School(中学校・高等学校)など中等教育課程となると、授業内容が高度になり、日常会話ができる程度の英語能力では授業に全くついていけないため、適齢期の生徒で英語能力が十分でない生徒はIECsやIEHSに入学し、集中的に英語を学び、英語力を一気に高める措置が取られる。

一般の学校に入学する前に、IECsなど専門の施設・学校で英語をしっかりと学ぶという教育の仕組みは、筆者が知る限りオーストラリア独自のものと認識している。英語圏の英国や米国等の国では、英語能力が十分でない移民の児童生徒が学校に入学する場合、ネイティブの児童生徒と同じように、一般の学校(教室)に入り、教師が児童生徒を個別に学習支援する仕組みが一般的である。

IECsとIEHSについては、次節で詳しく述べる。

5 難民の児童生徒に対する支援

NSW州の公立学校には、難民の児童生徒が8,000人以上在籍し、毎年約1,500人もの難民の児童生徒が入学している。NSW州にやってくる難民の児童生徒数は、オーストラリアの難民の受入れに関する人道支援プログラムにより定められているもので、難民の児童生徒の多くは、シドニー大都市圏の学校や、シドニー周辺の中核都市であるウーロンゴン、ニューキャッスル、コフスハーバー、オーバリーなどの学校に在籍している。

難民は、出身国で戦争や紛争に巻き込まれ、迫害を受け、生命を脅かすような脅威や危険に遭遇したため、否応なく故郷を逃れてきた人々等である。難民の中には、拷問を受け、家族の喪失といった耐えがたい痛みを経験し、身体と精神に大きな傷を受けている者も多数おり、難民キャンプや大都市部に限定して受け入れられている。そうした悲惨な経験や複雑な家族構成と家庭環境を持つ難民の児童生徒は、一般的な移民の児童生徒と比較し、より幅広い支援を必要としており、彼らが安心して教育を受けることができる環境を提供するため、オーストラリアの基本的な文化と慣習を学ぶ場の提供や、犯罪と家庭内暴力の防止など手厚い支援が行われている。

6 通訳と翻訳

移民や難民の児童生徒の保護者には、児童生徒と同様に英語能力が十分でない者が多く、オーストラリア人の中にも聴覚障がいや言語障がいを持つ保護者がいる。学校と

教育省からの英語による情報を十分理解できない保護者に対して、以下のような通訳と翻訳による支援も行われている。

- 通訳サービス：保護者が学校や教育省との会議や連絡時に利用でき、通訳者が現場に立ち会う逐次通訳と電話通訳のいずれかを選択できる
- Auslan 通訳サービス：聴覚障がい者のために提供され、通訳者が現場で支援
- ナショナルリレーサービス：聴覚障がいと言語障がいを持つ保護者に提供
- 翻訳サービス：学校の重要な情報を伝える資料などを翻訳

第2節 英語強化施設 (Intensive English Centre) の役割と特色⁴¹

1 総論

第1節で NSW 州の公立学校における多文化教育の取組みについて述べたが、英語を母国語としない移民や難民などの新来者に対するプログラムにより、手厚い英語教育を行う EAL/D 教育の存在が特徴である。中でも特筆すべきは IECs と IEHS の存在である。

IECs と IEHS は、ハイスクール (中学・高校) 相当の年齢の生徒を対象とする NSW 州の政府教育機関で、英語を母国語としない海外から移住したばかりの児童生徒向けに、ハイスクールで授業を理解できる程度にまで英語力を高める施設である。Intensive English と名付けられているが、授業では英語だけを学ぶのではなく、現地校で学ぶ必須科目の授業が全て英語で行われ、英語を切り口に重点的に学習する。また、ハイスクールでの学習準備と新しい環境に適応するための教育のみならず、オーストラリア社会に溶け込み、将来オーストラリア社会で活躍するために、現地の慣習や社会常識など幅広い教養を身につける実践的な教育を受けることができる。

英語を母国語としない移民や難民等が、一般の学校に入学する前に英語を強化する専門の施設で、英語をしっかりと身につけるといふこのオーストラリア独自と思われる教育の仕組みについて詳しく紹介したい。

この節の記述内容は、Chatswood IEC 校長の Mr. H Ashton 氏とスクーラーユニニングサポートオフィサー (School learning support officer、以下「SLSO」という。) のフェルナー静子先生や NSW 州教育省職員への取材と、「平成 30 年度豪州多文化主義政策交流プログラム」での視察等で得た知見に基づくものである。

2 IECs と IEHS の概要

IECs と IEHS は、移民や難民等の背景を持ち、英語を母国語としない海外から移住したばかりの児童生徒向けに、ハイスクールで授業を受けるための英語力と基礎学力を身に付けるための授業を提供している教育機関である。

1970 年代後半に創立され、同州内にはシドニー都市圏とウーロンゴン市など大都市周辺に IECs 14 校と IEHS 1 校がある。

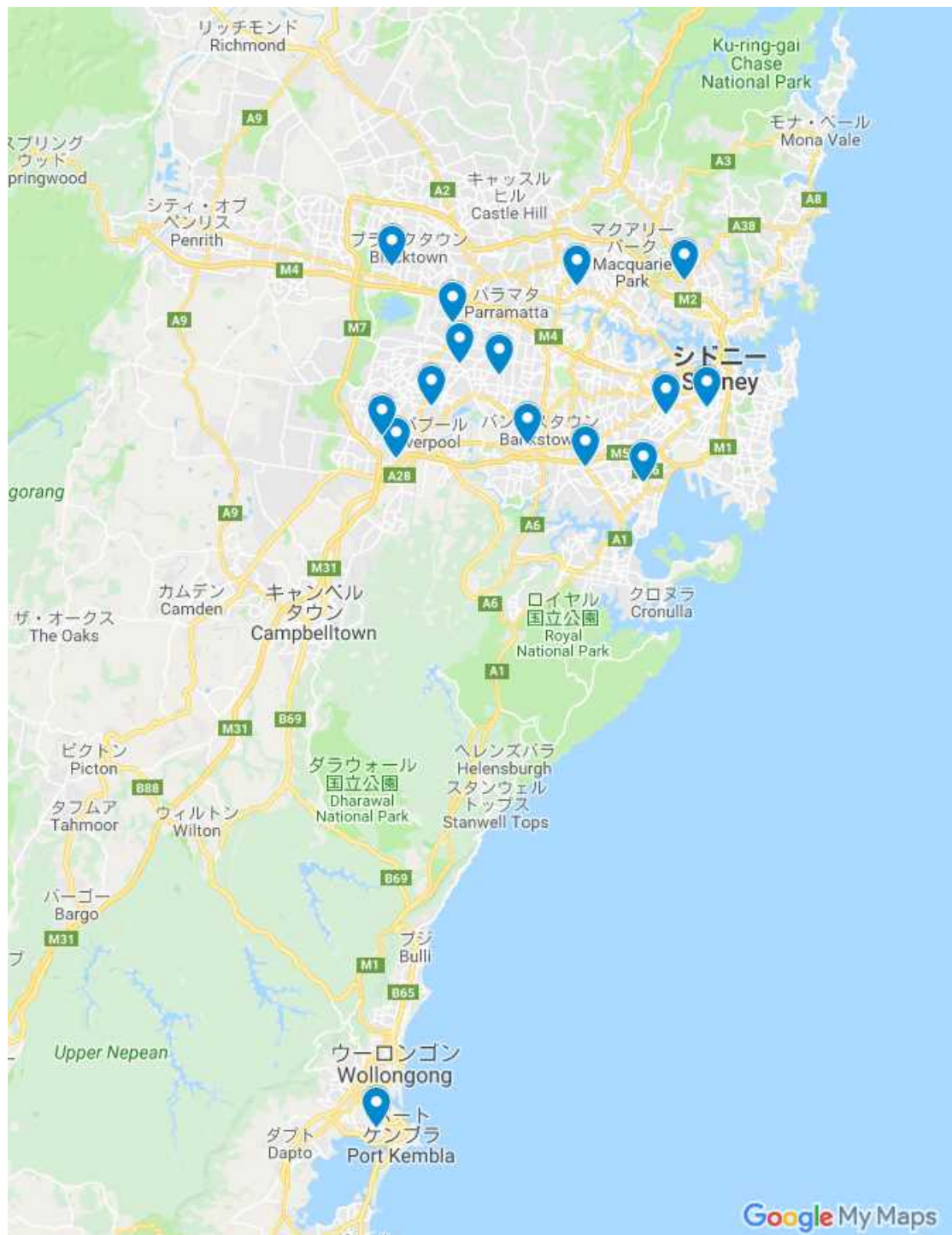
移民等の英語力が十分でない児童生徒が NSW 州の公立学校に入学する場合、小学校など初等教育課程では、一般の学校へ入学し、EAL/D 教育を必要とする児童に対しては補助教員が授業中に個別に支援する形態が取られる。ハイスクール (中学校・高等学校) など中等教育課程となると授業内容が高度になり、日常会

⁴¹ NSW Department of Education, Intensive English Centres, <<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/curriculum/multicultural-education/english-as-an-additional-language-or-dialect/new-arrivals-program/intensive-english-centres>> (Accessed 2019-03-25)

話を理解できる程度の英語能力では授業についていけないため、IECs と IEHS に入学し、集中的に英語を学び、英語力を一気に高める措置が取られている。

IECs はハイスクールの付属教育機関として運営されており、ハイスクールの校長が総括的な責任者であり、ハイスクールの副校長が IECs の責任者として、施設を運営し教育プログラムを管理する。一方、IEHS は一般のハイスクールと同様に独立した教育施設であり、校長が総責任者として、施設を運営し教育プログラムを管理する。以下、IECs と IEHS を合わせて便宜的に IEC と言う。

図 20 NSW 州における IECs と IEHS の所在地



3 入学資格

NSW 州における中等教育までの教育は、1年間の幼稚園 (Kindergarten)、第1学年から第6学年まで6年間の初等教育 (Primary School = 小学校)、第7学年から第12学年まで6年間の中等教育 (High School = 中学・高校、日本でいう中高一貫教育) の13年間にわたる。第10学年 (日本の高校1年) までが

義務教育課程で、第 11・第 12 学年が大学など高等教育機関への進学準備課程である。

移民や難民等の背景を有する新来者の生徒が同州の公立ハイスクールへの入学を希望する場合、入学手続の際に面接を受け、ハイスクールで授業を理解できる英語力と基礎的な学力があると判断されれば入学を許可されるが、そうでないと判断された場合、IEC への入学を勧められる。

IEC への入学資格は以下のとおりである。

- 英語以外の言語を母国語とし、中等教育課程の教育を受けるために、ESL の指導を必要としていること。
- オーストラリアへの新来者であり、かつオーストラリア入国日から 6 ヶ月以内に入学申請を行うこと。
- オーストラリア国民、永住者、暫定ビザ保有者または一時滞在ビザ保有者であること。
- IEC を卒業後に公立学校へ入学する意思を持っていること。

4 クラス

IEC のクラスは英語能力により 4 段階に分けられている。生徒は入学時に IEC 校長の面接と英語の試験を受け、英語能力を評価される。英語が全く理解できない基礎レベルからレベル 1、2、3 の 4 段階にクラス分けされ、レベル 3 を修了すると晴れてハイスクールへ編入できる。生徒のクラス分けにあたっては、中等教育を受ける第 7～第 12 学年まで 6 学年が在籍するため、単純に英語能力だけでなく年齢や基礎学力などいくつかの要因に基づき、適切なクラスに配置される。

5 タームとリピート

オーストラリアの学校は日本の学校と同じく 1 年ごとに進級する。同州は 4 学期制で、学期はターム (term) と呼ばれる。IEC では、生徒は日々の授業 (テストまたはレポート) および学期末の修了試験等で評価され、基準を満たせば 1 学期 (3 ヶ月) 毎に進級できる仕組みである。基礎レベルから始めた生徒は、順調に進めば 4 学期 (1 年間) で施設を卒業できる。英語の習得が進まず、同じレベルを何度か繰り返す生徒もいる。生徒は、最長で学校に 5 学期まで在籍することができる。

6 少人数学級による指導

IEC は少人数学級で、1クラスの平均人数は12人から18人である。英語を学び始めたばかりで、教師がより目をつける必要があるビギナークラスは12人学級と少なく、レベル3などハイスクールへの編入が近いクラスは、ハイスクールのクラス定員である30人学級に適応できるよう、IECのクラス定員最大の18人学級にするというように配慮されている。少人数学級なので生徒一人ひとりに目が届きやすく、手厚い指導が行われている。

図 21 和やかな雰囲気で行われる授業の様子



7 指導体制

ハイスクールの付属教育機関と位置づけられる IEC は、ハイスクールの副校長が IEC の責任者であり、指導主任、教科担任と IEC カウンセラー、生徒管理マネージャー、SLSO、臨時教員、司書と事務職員等により運営されている。また、EAL/D と後述する Well-being の専門教員が配置されることも特徴である。教員は母体となるハイスクールと兼務せず、IEC の専任教員として勤務する体制が採られている。

一方、IEHS は一般のハイスクールと同様に独立した教育施設であって、校長が総責任者であり、校長以下 IECs と同様の職員により運営される。

授業は日本の中学や高校と同じく教科担任制である。教師は専門科目と ESL の指導資格を持ち、教科担任と SLSO が二人体制で、生徒の情報を共有し協力しながら授業を行う。

図 22 IEC の指導体制（主な役職、職種、役割）

主な役職、職種	主な役割
校長（IEHS） 副校長（IECs）	・NSW 州教育省など関係機関との連絡調整、教育内容と福祉プログラム（課外活動等）の調整 ・職員の監督
指導主任	・IECs / IEHS の指導管理責任者 ・教育プログラムを担当
管理マネージャー	・財務と教育施設の管理 ・IECs の指導主任と教科担任、SLSO 等を監督し、訓練する
教師（教科担任）	・質の高い教育と学習内容を計画し実施する ・教室での生徒の指導を担う
SLSO	・授業や課外活動を通じ、生徒の学習支援と心のケアを行う ・生徒の両親と連絡し合い、生徒の状況把握に努める ・教科担任等に母国の文化の違いなどを情報提供する
IEC カウンセラー	・生徒の相談に応じる ・福祉プログラムの一部を担当する ・生徒や家族と外部機関の橋渡しを行う

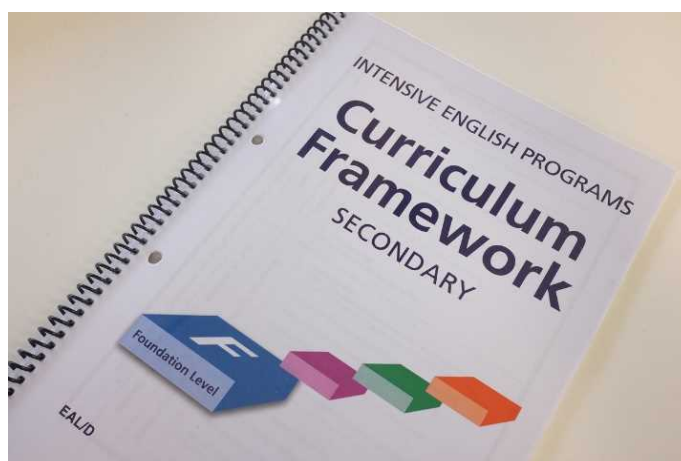
8 教育課程と授業内容

IEC で行われる授業は、Intensive English Program (IEP) 教育課程基準に基づいて行われており、NSW 州立学校の教育課程に必要とされる ESL と州が定める学習到達基準の条件を満たすものとなっている。

前期中等教育課程における教育課程基準は、主要な学習分野の習得過程で、英語を分かりやすく教えるための最善の方法を規定している。後期中等教育課程における IEP 教育課程基準は、ハイスクール（日本の高校相当）へ編入する準備段階として、ESL 学習者が学ぶ内容として最適化されている。教育内容は生徒の英語能力が上がるにつれて、ハイスクールでの授業を理解するために必要な学術的概念や語彙等に焦点が当てられる。

IEC では、授業が全て英語で行われるが、英語だけを学ぶのではなく、ハイスクールで行われる授業と基本的に同じ内容を、英語を切り口に重点的に学ぶものである。また、ハイスクールでの学習準備と新しい環境への適応のための指導のみならず、オーストラリア社会に出てコミュニケーションを円滑に行うための実践的な教育

図 23 IEP の教育課程基準



が行われ、オーストラリアの慣習や社会常識など幅広い教養を身につけることができる。

9 多彩な教材

IEP 教育課程基準に沿って授業が行われている IEC だが、教材として定められた教科書はなく、教科担任が指導要領に沿った内容の教材や、小説、詩、映画などさまざまな素材を活用して授業を行い、英語の会話力と読み書き能力だけでなく、表現力を総合的に高めている。同施設の教育課程は、NSW 州教育省の指導の下、常により良い内容を目指し、絶えず更新しながら進化し続けている。

図 24 生徒の学習意欲を高める多彩な教材集



10 応用力と表現力、総合的な能力の育成

オーストラリアの教育方法では、日本の教育で一般的に見られるような知識の受動的な詰め込みではなく、能動的な学習姿勢が求められ、知識を活用した応用能力の育成が重視される。IEC においても、主要教科を英語で学び、語学力、知識を活用する能力、思考力、創造力等の汎用的能力の育成に重点が置かれている。そして何より表現力が大切にされている。

生徒は英語で積極的に話すだけでなく、議論の場で自分の意見をしっかり主張することや、自分の気持ちを豊かに表現することが求められる。その一例として、生徒がパソコンやタブレット PC で発表資料を作り上げ、プロジェクターを活用してプレゼンテーションを行うという授業が、第 7 学年（中学 1 年）から行われている。

表現力を鍛えるための訓練として、企業が新商品を売ることを想定し、その商品の説明と宣伝文句を生徒に書かせ、自社製品が他社製品よりもいかに優れている魅力的であるか、それをいかに顧客に伝えられるか等の課題が与えられ、実践的な授業が行われている。こうした取組みにより、英語力も飛躍的に向上するという。

また、表現力を高めるための情操教育も大切にされている。自ら進んで学習する意欲のある生徒に対しては、教師が生徒の期待にしっかりと応える体制が整えられている。

11 SLSO による手厚い支援と指導

SLSO は、生徒に第二外国語としての英語を教え、教科担任と生徒の橋渡しを行い、生徒指導にとっても重要な役割を果たしている。IEC の存在価値は、SLSO の存在にあると言っても過言でないほど、重要な役割を果たしている。

SLSO は、外国語指導助手というべき存在だが、日本の学校が採用している外国語指導助手 (Assistant Language Teacher : ALT) の役割にとどまらず、移民の生徒に寄り添い、オーストラリアと生徒の出身国との文化や慣習の違いを理解させる重要な役割を担う。

(1) 生徒の異文化理解を促進

移民の生徒が母国を離れ、オーストラリアの新しい環境で暮らすに際し、英語という言語の壁が立ち上がるが、実際は言語の問題以上に文化の違いに戸惑うという。体験したことのない異文化を目の当たりにし、慣れ親しんできた文化や慣習との違いに直面することでまごつき、オーストラリア社会へ容易に溶け込まず、居場所を失ってしまうことも多々ある。一般の学校でも行われる第二言語としての英語の習得や、ハイスクールの授業を理解するための高度な英語の授業を受ける以前に、異文化の理解は大きな壁であり、特に、アイデンティティが確立されていない思春期を迎えた年頃の生徒にとって、自分が拠って立つものが不確実であることは非常に重大な問題である。

SLSO は生徒のそうした戸惑いに気づき、生徒の悩みや不安を解消することに努めている。そのため、SLSO は英語を母国語としない国や地域の出身者が多く、IEC に在籍している生徒の出身国や家庭で話される言語の割合に応じて採用されている。

筆者が調査した Chatswood IEC は、Chatswood High School に併設された IEC で、2019 年で創立 40 周年を迎えた。Chatswood はシドニー中心部から北へ電車で約 20 分のノースと呼ばれる地域の中心部に位置し、充実した商業機能に惹かれ多くの人で賑わっている。同地域には中国人、韓国人、日本人が多く住み、特に中国人の割合が高く、チャイナタウンの様相を呈している。Chatswood High School と同 IEC に在籍する生徒も、その状況を反映し、生徒の家庭での使

用言語の上位は北京語や広東語であり、生徒の構成比は中国人系が約9割にものぼる。

同 IEC では、中国、韓国、日本、ベトナムなどの出身で、出身国の母語を第一言語とするバイリンガルまたはトリリンガルの SLSO が在籍している。SLSO は、自身の出身国や地域で話される言語が母国語である生徒を重点的に指導する。

母国と全く異なる文化や生活習慣を理解させるために、様々な工夫が行われている。その一例として、オーストラリア独自の食文化や生活習慣を理解するため、生徒を近所の食料品店などへ連れて行き、様々な食料品などに直に触れ、買い物の方法を学ぶための買い物教室を行うなど、授業は教室だけでなく、実際の生活に即した様々な場所で行われている。

Chatswood IEC が管轄する地域は、シドニー都市圏でも治安が良く、他の地域と比較して恵まれている環境にあると言われているが、それでも課題を抱えている生徒は珍しくないとのことである。

SLSO は生徒の日々の言動に注意を払い、精神面と生活状況をよく観察し、問題を抱える生徒には適切な助言を行い、場合によっては自治体や警察、NPO 等の関係機関と情報共有し、支援を求めるなどの対応も行っている。

SLSO は、学習の遅れがちな生徒に対して、個人的に親身になって指導したり、英語の課外授業をしたりすることもあり、生徒にとって頼もしい存在である。

(2) 難民の生徒の心の拠り所として

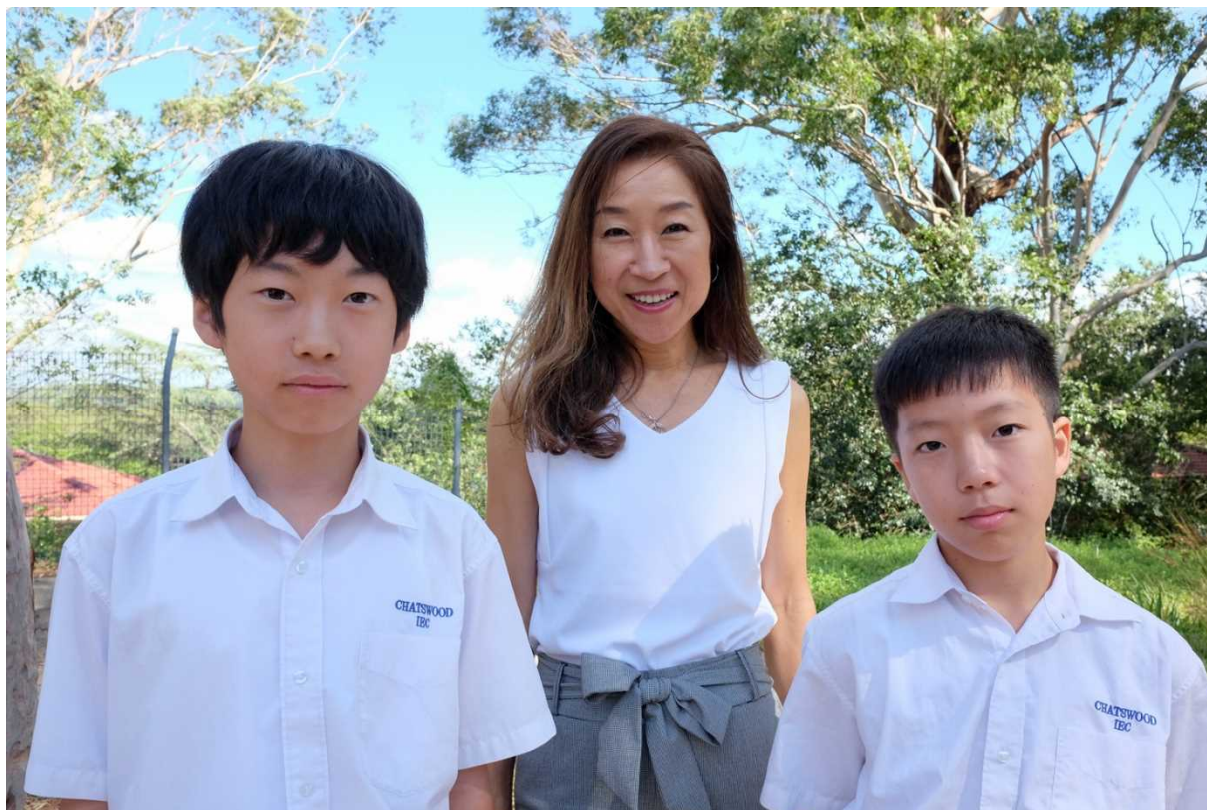
NSW 州は移民だけでなく多くの難民も受け入れており、連邦政府が毎年 of 受入枠を定めている。シドニー西郊の都市には、難民キャンプや難民が集住する地域があり、IEC にも多くの難民の生徒が在籍している。難民の生徒の中には、家族関係が複雑で、家庭内暴力など様々な問題や心に傷を抱えている生徒が少なくない。

難民は、戦争や紛争に巻き込まれ、迫害を受け、生命を脅かすような脅威や危険に遭遇し、家族の喪失といった耐えがたい痛みを経験している者が多いと言われている。難民の生徒の中には、身体と精神に大きな傷を受けている者も多数おり、こうした悲惨な経験や複雑な家族構成や家庭環境を持つ生徒は、一般的な移民の生徒がオーストラリア社会に適応するまでの苦労より、はるかに大きな努力を払わなければならない、そうした生徒は充実した支援を求めている。

例えば、ある中近東の紛争地から来た難民は、母国では警察官が信用できないばかりか、自らの生命に危険を及ぼす存在であることもあり、警察官に拭い難い不信感を抱いている。そうした難民の生徒はオーストラリアに来てからも、警察官を見かけるだけで逃避するなどの行動をとってしまうため、オーストラリアの警察官は市民を守る存在であることを一から教える必要がある。SLSO はこの例

のように、生徒へ文化等の違いを理解させる大切な役割を担い、移民や難民の生徒が安心して教育を受けられる環境を提供するため日々努めている。

図 25 日本人生徒を支援する日本出身の SLSO（中央）



12 課外活動による生徒の心に寄り添いコミュニケーション能力を高める指導
IEC は授業時間以外にも以下のような課外活動を通して、生徒に学校で学ぶ楽しさを気づかせ、生徒の心に寄り添い、生徒のコミュニケーション能力を高める取組みを行っている。

- **Breakfast club** : 家庭環境の問題で朝食を食べられない生徒に対して、無料で朝食(シリアル、フルーツ、ヨーグルト、コーヒー等)を提供している。教師も複数付き添い、宿題を見たり、普段クラスでは関わらない生徒たちと出会い、一緒にご飯を食べながら話すことによって、生徒が抱える問題に気付いたり、心配事の相談に応じる。
- **Homework club** : 特定の曜日の放課後に、宿題への取組みを支援する。
- **Band Group(Music club)** : 音楽が好きな生徒にバンドの演奏など音楽を楽しむ機会を提供。音楽に情熱をもつ教師が指導し、楽器を演奏したことがない生徒も歓迎している。日本ではクラブ活動が盛んであるが、欧米社会は自主的な活動形態を取るものが多く、学校が管理するクラブ活動は基本的に存在しないので、IEC は生徒の心をつなぐために様々な形で音楽を楽しむ機会を提供している。

- **Gardening Program** : 植物の栽培と生態系の保護活動を通じて環境について学ぶもの。植物の栽培では、土壌の仕組みと種まき、野菜の栽培方法について学び、多様な民族による様々な食文化における調理方法により、野菜を使った料理を作り、健康的な食生活について学ぶ。オーストラリア固有の植物を再現し、先住民族の食糧と薬用植物の利用を研究するため、先住民が利用していた植物を植えるといったことも行う。毎週土曜日には、地元の地方自治体であるウィロビー市役所が実施する生態系の保護活動に参加する。生徒は、荒れ地を再生し、オーストラリア固有植物やその生息地を保護する方法を学ぶ。生徒にとって、社会的交流による集団行動と、環境保護活動を通じて良き市民になることを学ぶ良い機会となる。
- **Maths enrichment class** : IEC では毎週放課後に数学の強化授業が行われており、上級の数学教師は、生徒が理解しづらい分野や支援が必要な部分を懇切丁寧に教えている。
- **Reading Program** : 生徒は地域のボランティアの支援による読書プログラムに参加できる。このプログラムは、オーストラリアに來たばかりの newcomers の識字率向上のため、1対1で十分な学習を受けることができるようにするためのものである。生徒の英語力が上達するにつれ、より複雑なテキストを扱う大きなグループへ取り込まれる。
- **Speaking club for Chinese** : 中国系の児童生徒の多い Chatswood IEC 独自の取組みで、オーストラリアに関連するニュースや時事問題について話し合う放課後のセッションが、毎週、中国人教師または中国人生徒によって運営されている。生徒が語彙数を増やすのを助け、ざっくばらんな話し合いの中で語学力を伸ばす機会となっている。

13 Well-being

Well-being とは、幸福や安寧といった意味を持つ単語で、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、満足できる生活状態にあることを意味する言葉である。IEC は Well-being class を設け、生徒が健康で、友達と成長しあい、オーストラリア生活を楽しく送るための支援を行っている。IEC に在籍する生徒は、移民だけでなく難民もあり、さまざまな国から来ているので、文化の違いや人との付き合い方などに大きな違いがあり、戸惑いや不安を抱えている。特に入学したばかりの生徒の中には、母国から離れ、友達もおらず、精神的に不安定な状況にある生徒も多いので、きめ細やかな生徒指導を行い、専門の担当者が生徒の精神面を支えている。生徒にとって一番大事なものは友達の存在であり、年齢的にも思春期で、繊細で複雑な感情を持っているため、人間関係の大切さについて指導している。

Well-being class は最近注目され、NSW 州教育省も力を入れており、予算をかけている。IEC は特に多様な文化的背景を持つ生徒が集まっているので、お互いのことを理解しあう大切さを学ぶことに力を入れている。

特に落第した落ち込みがちな生徒に対しては、昼食時や放課後に指導し、できる限りの対応を行い、精神的な支援に一番力を入れている。

14 保護者への支援

NSW 州の学校教育では、生徒だけでなく保護者を支援する仕組みもある。学校教育を所管する同州教育省は、専用のウェブサイトを用意し、保護者は生徒が学校で実際に使っている教材などを自由にダウンロードでき、家庭で子どもの学習支援を容易に行える。

また、効果的な学習方法の指南や、心の悩みへの適切な対処方法などの情報が多言語で提供されており、学習のみならず学校生活にかかわる様々な情報を得ることができる。

IEC も保護者向けに独自に手厚い支援を行っている。Chatswood IEC は、年に数回の保護者面談を行い、生徒の学習状況などを情報共有している。保護者面談は生徒の教科担任毎に行われ、保護者は生徒の理解度と習得状況を踏まえ、今後の学習方法などについて教科担任に相談することができる。

また、IEC は保護者向けの説明会を開催している。生徒のより良い家庭学習方法についての情報提供、IEC の詳しい説明や同州の教育制度についての解説と進学のための情報提供等を行う。また、施設内部の職員だけでなく、関係する外部講師も招き、様々な分野の情報も提供している。例えば、IEC が所在する多文化に富んだ地方自治体の多文化共生施策担当者が、その地方自治体が提供している多文化共生サービスとその利用方法を紹介したり、メンタルヘルス対策を行っている NPO のカウンセラーが、生徒の心のケアについて情報提供したりしている。その他にも、密接に連携している地元の警察官が、SNS とインターネット利用時の注意事項や、児童ポルノや性犯罪に遭わないための予防方法を教える等、情報提供の内容は多岐にわたる。

説明会では SLSO が通訳するため、英語に自信のない保護者も気軽に参加できる。説明会終了後には、参加した保護者を対象にバーベキューの昼食会が行われたりして、保護者は教師や SLSO、他の保護者ともつながる機会を得られ、情報交換を行い悩みを相談することができる。

このように、同州では移民の生徒が安心して学び、保護者も子どもを学校に不安なく預けられる教育環境が整えられている。

図 26 保護者への説明会の様子



図 27 保護者向け説明会を受講して得た終了証を掲げ記念撮影する保護者



おわりに

本稿では、オーストラリアの NSW 州における英語を母国語としない移民等の児童生徒等に対する優れた教育の仕組みを紹介した。

筆者は家族と共にシドニーに赴任し、長男を Chatswood IEC に入学させたところ、長男の英語力はめきめきと上達し、IEC を 3 タームで卒業した後に公立のハイスクールに転入し、2 年の赴任が終わる頃にはネイティブ並みの英語力を身に付け、オーストラリア文化と社会の仕組みもたくさん学び、オーストラリア人としても生き抜くことができる基礎力を身につけることができた。

英語を母国語とせず、オーストラリアに渡航するまで英語をほとんど理解できなかった長男が、短期間で英語を習得できたのは、移民や難民に対する NSW 州の手厚い支援と IEC という優れた教育制度があるからに他ならない。

筆者の長男と筆者自身の英語学習を通じて気付いたことは、言語は文化と深く関わり、文化に依存しているということである。そのため、新しい言語を習得するには、言語だけを学ぶのではなく、その言語が生まれた文化も含めて学ぶことが大切だということを理解した。こうした視点から、IEC の仕組みは理にかなっているものと考えている。

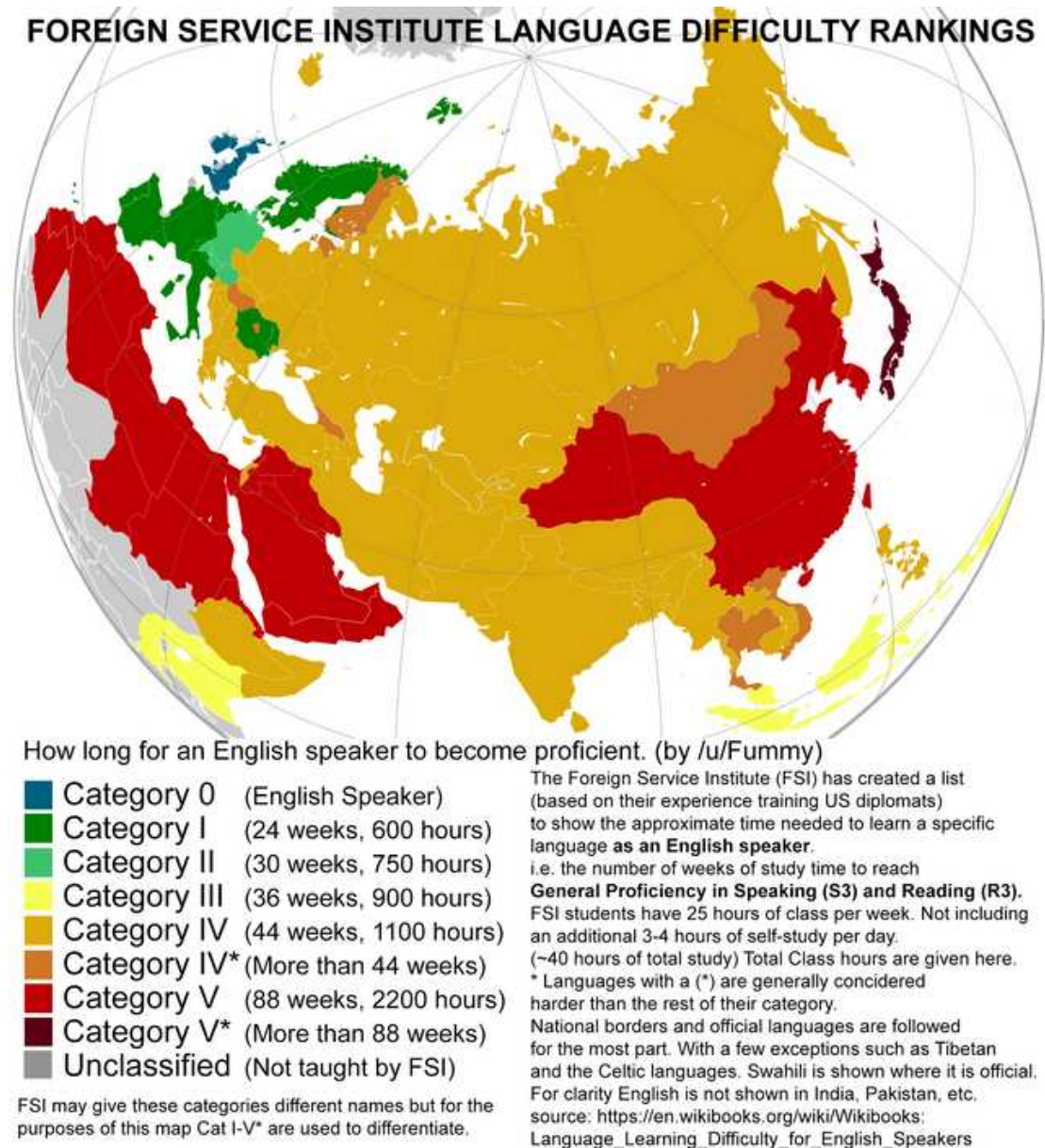
筆者のオーストラリアにおける友人知人で、日本で学生時代を過ごした外国人に聞くと、日本の義務教育現場には外国人に対する支援は無いに等しく、日本語の習得にとっても苦労したそうで、オーストラリアのような制度が日本にもあったらどんなに良かっただろうと異口同音に言う。日本では、平成 31 年 4 月 1 日から「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が施行され、これにより、外国人はこれからもっと増加し、日本社会が大きく変化していくと考えられるが、外国人が多数居住する大都市等以外の義務教育現場には、外国人を受け入れる体制はほとんど整備されていない。外国人を一時的な労働者としてだけでなく、その家族も含めて日本社会の一員として見るならば、彼らの子どもたちに対する支援策はもっと充実して然るべきだと考える。

ただし、日本語の習得には困難が伴い、英語圏で一般に行われている通常のクラスでの教育形態では対応が難しいという現実がある。それは、日本語と英語では習得する難易度が桁違いだということである。米国の国務省（日本の外務省に相当）には「外国語習得難易度 rankings⁴²」なるものがあり、日本語は最高難易度の Category 5 に位置付けされるアラビア語や中国語、韓国語を抑え、世界一習得が難しい言語という称号を得ている。だからこそ、日本語を学習する外国人の児童生徒には、一般のクラスではなく、オーストラリアのような特別の施設が求められると考える。

⁴² U.S. State Department, FSI's Experience with Language Learning
<<https://www.state.gov/m/fsi/sls/c78549.htm>> (Accessed 2019-03-25)

そうした思いを込めて本稿を執筆したが、取材に快く応じていただいた、Chatswood IEC の責任者である Mr.H Ashton と SLSO のフェルナー 静子先生をはじめ、NSW 州教育省職員などご協力いただいた全ての皆様に深く感謝申し上げます。

図 28 英語を母国語とする話者が他言語を習得するまでの時間⁴³



⁴³ MapPorn, Language Difficulty Rankings according to the FSI, <https://www.reddit.com/r/MapPorn/comments/7elkc7/language_difficulty_rankings_according_to_the_fsi/> (Accessed 2019-03-25)

参考文献

厚生労働省 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（平成29年10月末現在）

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000192073.html>>（閲覧日：2019年3月25日）

法務省 平成30年版「出入国管理」日本語版

<<http://www.moj.go.jp/content/001276977.pdf>>（閲覧日：2019年3月25日）

法務省 平成30年6月末現在における在留外国人数について（速報値）

<<http://www.moj.go.jp/content/001269620.pdf>>（閲覧日：2019年3月25日）

文部科学省 外国人児童生徒等教育の現状と課題

<http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/todofuken_kenshu/h30_hokoku/pdf/r1408310_04.pdf>（閲覧日：2019年3月25日）

文部科学省 外国人の子どもに対する就学支援について

<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/004.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

文部科学省 外国人の子どもへの不就学実態調査の結果について

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

文部科学省 学校基本調査

<http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

文部科学省 「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）」の結果について、

<http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/29/06/1386753.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

文部科学省 平成30年度都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修 外国人児童生徒等教育の現状と課題

<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001/012.htm>（閲覧日：2019年3月25日）

文部科学省国立教育政策研究所・JICA 地球ひろば共同プロジェクト グローバル化時代の国際教育のあり方国際比較調査 最終報告書 独立行政法人 国際協力機構 地球ひろば 株式会社 国際開発センター（IDCJ）第7章 オーストラリアの教育課程（調査研究協力者 青木麻衣子）

<https://www.jica.go.jp/hiroba/teacher/report/prmiv10000002siq-att/comparative_survey01_01.pdf>（閲覧日：2019年3月25日）

豊橋市教育委員会 外国人児童生徒教育資料

<<http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/>> (閲覧日：2019年3月25日)

豊橋市 平和・交流・共生の都市宣言

<<http://www.city.toyohashi.lg.jp/7416.htm>> (閲覧日：2019年3月25日)

横浜市教育委員会 ようこそ横浜の学校へ I 日本語指導が必要な児童生徒受入れの手引 平成30年3月改訂版

<<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/kyoikukatei/nihongoshido-tebiki/pdf-1tebiki/1nihongoshido.pdf>> (閲覧日：2019年3月25日)

自治体国際化協会 「ビクトリア州における多文化主義政策」『CLAIR REPORT』460号、2018年

自治体国際化協会 「オーストラリアの定住支援サービスと多言語教育」『CLAIR REPORT』368号、2011年

自治体国際化協会 「オーストラリアの多文化主義政策」『CLAIR REPORT』358号、2011年

国際連合広報センター 「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 (International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)」

<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/economic_social/> (閲覧日：2019年3月25日)

青木麻衣子 「オーストラリアの言語教育政策 多文化主義における「多様性」と「統一性」の揺らぎと共存」 東信堂、2009年

増田あゆみ オーストラリア多文化主義政策の変遷 ―政策をめぐる環境の変化と政府の対応の分析― 名古屋学院大学論集 社会科学篇 第47巻 第1号、2010年

松尾知明 「多文化教育の国際比較―世界10カ国の教育政策と移民政策」株式会社 明石書店、2017年

松田陽子 「多文化社会オーストラリアの言語教育政策」ひつじ書房、2009年

藤川隆男 「オーストラリアの歴史 多文化社会の歴史の可能性を探る」 有斐閣アルマ、2004年

早稲田大学オーストラリア研究所 「オーストラリア研究 多文化社会日本への提言」 オセアニア出版社、2009年

殿村琴子、 第一生命 外国人子女の「不就学」問題について

<<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/watching/wt0807b.pdf#page=2>> (閲覧日：2019年3月25日)

学び 特集 _ オーストラリアの教育最新事情① _ オーストラリア生活情報サイト NICHIGO PRESS _ 日豪プレスが運営するオーストラリア生活の総合情報サイト オーストラリアの教育最新事情①

<http://nichigopress.jp/learn/learn_spe/171122/> (閲覧日 : 2019年3月25日)

ABS, AUSTRALIA (0) 2016 Census of Population and Housing: General Community Profile Catalogue number 2001.0,
<http://www.censusdata.abs.gov.au/census_services/getproduct/census/2016/communityprofile/036?opendocument> (Accessed 2019-03-25)

Australian Bureau of Statistics, Annual Report, 2016-17,
<[https://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/3B641F80D47793B2CA2581BD000F8996/\\$File/10010_2016_17.pdf](https://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/3B641F80D47793B2CA2581BD000F8996/$File/10010_2016_17.pdf)> (Accessed 2019-03-25)

Australian Bureau of Statistics, Australia's population to reach 25 million (Media Release),
<<http://www.abs.gov.au/ausstats/abs%40.nsf/mediareleasesbyCatalogue/C3315F52F6219DE9CA2582E1001BC66A?OpenDocument>> (Accessed 2019-03-25)

Australian Bureau of Statistics, 3101.0-Australian Demographic Statics Mar 2018,
<[http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/7C4B1A7B00241D99CA25830D0012C59E/\\$File/31010_mar%202018.pdf](http://www.ausstats.abs.gov.au/ausstats/subscriber.nsf/0/7C4B1A7B00241D99CA25830D0012C59E/$File/31010_mar%202018.pdf)> (Accessed 2019-03-25)

Australian Government, Study In Australia,
<<https://www.studyinaustralia.gov.au/>> (Accessed 2019-03-25)

Department of Foreign Affairs and Trade, The Australian education system, <<https://dfat.gov.au/aid/topics/investment-priorities/education-health/education/Documents/australian-education-system-foundation.pdf>> (Accessed 2019-03-25)

Department of Home Affairs, “Historical Migration Statistics”,
<<https://www.homeaffairs.gov.au/research-and-statistics/statistics/visa-statistics/live/historical-migration>> (Accessed 2019-03-25)

Department of Home Affairs, Australia’s 2019-20 Migration Program,
<<https://www.homeaffairs.gov.au/reports-and-pubs/files/discussion-paper-australias-2019-20-migration.pdf>> (Accessed 2019-03-25)

MapPorn, Language Difficulty Rankings according to the FSI,
<https://www.reddit.com/r/MapPorn/comments/7elkc7/language_difficulty_rankings_according_to_the_fsi/> (Accessed 2019-03-25)

NSW Department of Education, Centre for Education Statistics and Evaluation, Schools: Language Diversity in NSW, 2017,

<https://www.cese.nsw.gov.au/images/stories/PDF/2017_LBOTE_Bulletin_AA.PDF> (Accessed 2019-03-25)

NSW Department of Education, Intensive English Centres,
<<https://education.nsw.gov.au/teaching-and-learning/curriculum/multicultural-education/english-as-an-additional-language-or-dialect/new-arrivals-program/intensive-english-centres>>
(Accessed 2019-03-25)

U.S. Department of State, FSI's Experience with Language Learning,
<<https://www.state.gov/m/fsi/sls/c78549.htm>> (Accessed 2019-03-25)

【執筆者】

シドニー事務所

所長補佐 菅原 亨（宮城県栗原市派遣）